

栗田口療病院時代

## 目次

|               |     |
|---------------|-----|
| 一 療病院の開業迫る    | 一八  |
| 二 療病院開業式      | 二七  |
| 三 開業第一年(明治五年) | 三〇  |
| 四 明治六年        | 一〇一 |
| 五 人體解剖        | 一四  |
| 六 明治七年        | 一三  |
| 七 明治八年        | 一四  |
| 八 癲狂院         | 一五  |
| 九 明治九年        | 一五  |
| 十 療病館と驅微院     | 一七  |
| 十一 明治十年、十一年   | 一六  |
| 十二 明治十一年      | 一七  |
| 十三 療病院版行載籍    | 一八  |

# 粟田口療病院時代

中野操

## 一 療病院の開業迫る



*Junker von Langens*

ヨンケルと其筆蹟

京都府では、愛宕郡第二組粟田口青蓮院を以て假療病院にあて、人民保全の朝旨を體し廣く府下人民の病患を救濟せんことを議決し、京都府少屬明石博高(五年二月權大屬)を療病院掛に任命して(明治四年十一月)積極的に病院建營の事業實現にとめた結果、市内諸寺院住職の勸募した一般府民の淨財、管内醫師藥舖からの助資金、花街遊女に課した冥加金等による建設資金も五萬の巨額に達し、五年八月には豫て大阪のレーマン・ハルトマン商會を通じて交渉していた雇入外人教師としてドイツ人醫師ヨンケル *Junker von Langens* も來朝入洛したので、いよ明治五年十一月一日を期し假療病院開業式を舉行することに

なつた。

これに先だち、療病院掛は既に九月以來木屋町に假病院を開き、ヨンケルを活用して診療及び醫學教授を始めていたが、青蓮院の修理も成り假療病院の開院の日も近づいたので院務遂行のための陣容を整えようとして左の建議をした。

療病院新ニ建築相成ハ迄當分於假院休日之外日々時間ヲ定メ教師出頭病者診察施療爲致度ハ、假院取開ハニ付テハ病者之應接看法等ハ追テ規則相立ハ迄當分醫業取締並ニ種痘價醫員ヲ以日々當直相立出勤爲致且處方授藥調合之儀轉近西洋一般舍密製藥ヲ相用ハニ付舍密學相心得ハ者ヲ以テ丁寧精緻ニ取扱ニ非サレハ不都合ニ付是亦規則相立ハ迄當分舍密處受業生之内熟達之者相選右調藥方ニ相用度ハ

但病者へ調藥ヲ與ハ得ハ相應之藥價ヲ示シ代料上納爲致度ハ

右之條々奉伺ハ事

壬申九月

療病院掛

之に對し府では左の通り辭令を發した。

新宮 涼 閣

江馬 權之助

眞 島 利 民

假療病院當直醫藥局掛兼勤申付ハ事（各通）



假療病院當直醫申付事(各通)

楢林建吉

前田松閣

小石中藏

横井俊介

田中元造

松岡周吉

京都府

假療病院藥局出仕申付事(各通)

壬申十月廿四日

安藤精軒

療病院掛申付事

但當直醫之心得ヲ以可出勤事

壬申十月晦日

京都府<sup>2)</sup>

府では、十月二十五日療病院開業の件を左の通り正院並に大藏省に報告している。

人民御保全之御趣意ハ御一新以來別テ厚キ被仰出之趣有之於當府モ深ク奉感戴日夜服膺罷在ハ處十萬之人口幅濶之府下ニシテ療病院之設無之慨歎之折柄、昨年厚キ御恩恵ヲ以御一新之砌米金献納之著共へ御賞典下シ賜リ一統難有頂戴之上、右賜リ候御賞金ヲ更ニ府廳へ差出シ療病院建設之費ヲ助ケ度段願出、續テ貫屬之輩社寺農商之内ヨリモ各々出金願出、加之遊所遊藝之者共モ冥加金ヲ差出右費用ヲ助ケル之仕法相立即今般人身賣買御禁止之御布告ニ付テ大藏省ヨリ達ノ旨ニモ符合シ、漸療病院諸費用之備へ相立候ニ付過日

栗田口療病院時代

及御届ハ通獨乙國醫師ヨンケル氏雇入療病院醫師トシテ來ル十一月朔日ヨリ開業仕ハ、右ハ都テ人民協議幾力之致ス所ニテ官費ヲ不仰儀ニ候得共全ク御仁政之餘澤ヲ蒙リ此舉ニ及ヒ候儀ニ付勞此段御届仕ハ也

壬申十月廿五日

京都府知參事

正院御中<sup>3)</sup>

いよいよ日も迫つたので療病院では開業式の次第書を印刷に附し、半紙四枚假綴の小冊子として朝野各方面に頒布弘報した。表紙には「療病院開業式」と大書し、本文十六カ條より成つてゐる。次の通りである。

療病院開業當日ノ次第

第一條 明治五年十一月朔日朝第六字知事參事七等出仕及ヒ療病院掛ノ諸官員總區長醫業取締種痘醫用醫藥局生藥物業取締假療病院エ出頭

第二條 同第七字療病院献金人數勸諭方用達同並出頭

第三條 同第八字教師ドクトル・ヨンケル氏ヲ迎フ、但語學教師リユトルフ・レーマン氏及ヒカルル・レーマン、山本覺馬同伴

第四條 療病院建營ノ主意讀知、參事務之

第五條 教師ヨンケル氏演說

第六條 出席ノ諸人祝賀

第七條 教師及レーマン兄弟發應會食委任以上勸業課典事療病院掛ノ諸官員

第八條 出頭ノ面々エ酒散ヲ供ス

但金百圓以上献金及ヒ米五十石以上献納ノ面々此ニ列ス

第九條 金百圓以下、米五十石以下献納ノ面々エ祝餅ヲ配分ス

第十條 教師出頭ヨリ讀知ヲ勅ムル迄場中ニ音楽ヲ張ル、但總區長中此開業ヲ祝スル爲ニ設ルナリ

第十一條 祝語終テ饗應ヲ勑ムル迄前同斷

第十二條 饗應終テ用達其他此開業ヲ祝スル爲ニ設ケタル諸演技ヲ初ム、出頭ノ諸官員教師及レーマン氏兄弟ヲ誘フテ之ヲ觀セシム

第十三條 療病院エ金穀ヲ献納シタルモノエハ當日ヨリ前ニ兼テ券ヲ送リテ此開業式ノ場中及前條ノ諸演技場中ニ入ルコトヲ許ス

第十四條 管内遊女藝妓等當院助費金トシテ兼テ願ノ上若干ノ冥加金ヲ納メ來レリ、因テ開業當日休業申付開業式及開業ノ爲メニ設

クル諸演技ヲ縱觀セシム

第十五條 療病院ニ献金セザル者モ此入場券ヲ買テ所持スレバ來觀勝手タル可シ

但此券ハ每區ノ區長ニ渡シ置ヘシ、依テ區長ニ往テ買取ヘシ、亦當日假療病院門前ニテモコレヲ賣ルヘシ

第十六條 饗應終レハ隨意ニ退出ス可シ

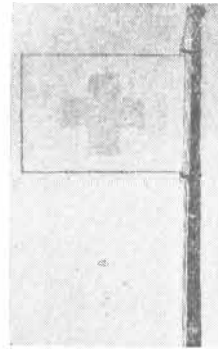
右之通候事

壬申十月

京都療病院<sup>1)</sup>

これより先き療病院關係者の間に、病院の標旗を定めることが問題となつた。進歩派の人達は「嘗テ聞ク、病院ノ標旗ハ西洋諸國大概十字ヲ用フ、標旗ニ此十字アルヤ人必ラズ其ノ病院タルヲ知ル、故ニ兩敵相争フノ時トイエドモ此標旗アル處ハ相襲撃セズト、今當院ヲ設置スルニヨリ亦之ヲ用ヒントス」と赤十字旗を以て療病院の標旗とせんことを主張したが、國粹派の人達や、當療病院建設資金の勸募に大功のあつた諸山の僧侶たちは、十字は耶穌教の標徴であるから人民保全の朝旨を奉體して建てられた當病院の標旗としてそんなバタ臭い意匠を採用することは絶対反對

であると一蹴した。そこで歐學會教師のリウドルフ・レーマン Rudolf Lehmann の意見を徴することとなつた。リ



療病院の標旗

ウドルフ答えて曰うに、「病院ニ用フル所ノ標旗ハ耶蘇教宗ニ用フル所ト異ナル者ナリ、何トナレバ土耳其ハ耶蘇ヲ奉ゼザルノ國ナリ、然ルニ病院ニ於テハ亦之ヲ用フレバ其ノ異ナル知ルベシ」と。これでさしも紛議を重ねた標旗問題も案外簡単に解決したので、療病院當局は次のような伺書を府に差出し認可を求めた。

當院標旗之儀別紙圖面之通萬國普通療病院旗章一旗並當府標旗一旗都台二基當院門前ニ建營有之度奉伺候

追テ萬國普通療病院旗章之儀或耶蘇教宗ニ基候標之趣風評有之候得共全ク此ノ教宗ニ因リ候儀ニテハ無之既ニ土耳其國ノ如キ耶蘇教無之國ニ於テモ同様旗章相用候趣歐學會教師リユドルフ氏申出候、依テ書面旗章聊相懼候儀無之ト存候

壬申十月十四日

療 病 院

この伺書を引用した「府史第一篇政治部衛生類」には「別紙圖面今略之」として標旗の圖は出ていないが、五年十一月發行の「京都療病院新聞」第一號に載せてあるのは、全く赤十字旗そのものである。

府ではすぐに「聽届候事」として、赤十字の標旗掲揚を許したので、恐らく十一月一日の療病院開業式の當日以來洛東佛教王國の一角に堂々と赤十字旗が翻えり、保守因循と急進開化の兩極端の時流にもまれる市民の眼を眩らせたのであつた。明治五年と言えば、西曆一八七二年である。即ちかのアンリ・デュナンの努力により歐洲十六カ國の代表がジェネヴァに會合し、第一次赤十字條約を締結してからまだ漸く滿十年を經過したばかりの時であり、又佐野常

民、大給恒兩氏が紅丸一を標章とした博愛社（日本赤十字社の前身）を結成したのよりも五年の以前である。勿論療病院の場合は、赤十字社の主旨事業とは何らの関係もなく唯單に病院の標徴として赤十字旗を利用したのに過ぎないけれども、これこそ實に我國に於て赤十字旗を醸えした最初の衛生機關であり、「京都療病院新聞」第一號は赤十字旗に關する我國最初の貴重な文獻であるといわねばならぬ。

因に當時掲揚せられた赤十字旗はどうなつたか、いつ頃まで赤十字旗が使用せられたか等については一切不明である。

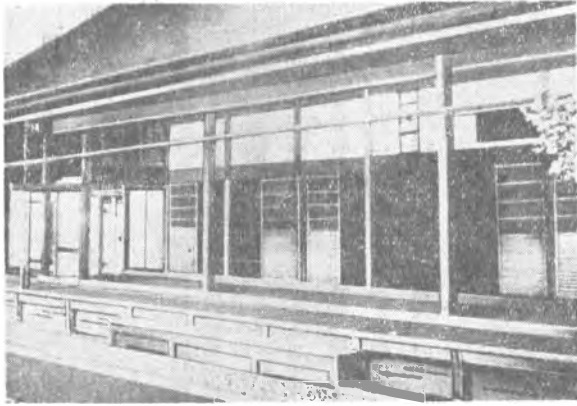
#### 註

- (1)(2)(3) 京都府史第一篇政治部衛生類
- (4) 療病院開業式（明治五年）
- (5)(6) 京都療病院新聞第一號（明治五年）
- (7) 京都府史第一篇政治部衛生類
- (8) 中野操・日本最初の赤十字旗に就て（昭和十年・日本醫事新報・第六七三號）
- (9) 中野操・京都府立醫科大學の黒十字に就て（昭和十年・京都府立醫科大學新聞）

## 二 療病院開業式

明治五年十一月一日、粟田口青蓮院に於て假療病院開業の式典が嚴肅且つ盛大にとり行われた。「京都療病院新聞」によると、院内六室を開放して式場となし、第一室の北側には知事長谷信篤、參事榎村正直、權參事馬場氏就、

七等出仕國重正文、同谷口起孝、典事木村正幹、十等出仕明石博高、權大屬渡忠純、少屬高瀬成、同野間安親、同青

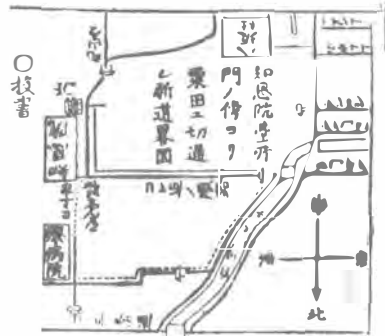


青連院の病院

木義權、同三浦貫一、十二等出仕島成家、十三等出仕廣瀬元周、十五等出仕新宮涼湖、附屬酒井良顯らの官吏、南側に醫學教師ヨンケル・ホン・ラングェック、歐學教師リウドルフ・レーマン、獨逸人カルル・レーマン、十等出仕山本覺馬、當直醫前田松閣、江馬權之助、小石中藏、新宮涼閣、眞島利民、安藤精軒、藥局出仕横井俊介、田中源藏、松岡周吉、原口隆造ら主として病院關係者、第二室より第六室までは府判任官及び等外役員、上京下京及び伏水の物區長、正副區長、種痘醫、用醫、管内醫業取締、藥物業取締、管内醫業、藥物業、用達、勸諭方、當院建營のため金穀器財を以て費用を補助した者等立錫の餘地もなく參列したのである。なお第一室の北側にある一室には書籍器械を陳列した。

第一室の中央に脚の高い机を置き、その北側に大監察木村文卿、南側に療病院掛明石博高が着座すると、楨村參事が進み出て西面し次のような當院建置の趣意書を朗讀した。

身體健康ナラザレバ職務ヲ勉強スルコト難ク萬般ノ事業之ガ爲ニ舉ラズ、夫疾病ハ其身ノ苦痛ノミナラズ父子親族ノ心ヲモ痛マシメ近クハ家ノ衰微ヲ醸シ推シテハ土地ノ疲弊トナル、況ヤ死生ハ人生ノ一大事人命ハ朝廷ノ最モ重ゼラルル所、此故ニ年來種痘ヲ施行



療病院附近要圖

知ル所ナリ、冀クハ凡ソ醫藥ヲ以テ業トスル者ハ來テ其教ヲ受ケ疾病アル者ハ來テ其治療ヲ乞ヒ苟モ治療其當ヲ得ザル事ナク藥餌ヲ誤リ身體ヲ傷損スル事ナクンバ即チ能ク人民御保全ノ朝旨ヲ奉戴スルノ一端ナラン、其レ篤ク此意ヲ體シ共ニ健康天壽ヲ保チ職務勉強ノ力ヲ増長シ土地國家ノ繁榮ヲ助クルノ心掛肝要タルベキ也。

續いて教師ヨンケルが出て、矢はり西面して、當院事業の主意を演説し、青木少屬これを翻譯した。

式の前夜から列座の後方より音楽が始まつた。始は萬歳樂、五常樂、後は合歡鹽、雞德、長慶子であつた。この日院内に花壇を設けて菊を陳列し、南隣の知恩院には能狂言の舞臺を設けて茂山千作、鈴木禎次郎らに出演せしめた。また祇園の藝妓に三番叟、手踊り等を舞わしめて一般の觀覽に供した。

シ或ハ汚溜ヲ掃除セシメ腐敗物ヲ遠ケ垢穢ヲ洗滌セシメ寒暑ヲ防グノ方法ヲ示シ普ク諸人ニ健康天壽ヲ保タシメントス、然レドモ醫藥其當ヲ得ザル時ハ治療却テ夭折ノ媒ヲ成シ藥餌變ジテ人身ヲ傷害スルノ毒トナル事其例無キニシモアラズ、夫レ果シテ此ノ如クナレバ親子ノ至情モ其厚ヲ達スル能ハズ、朝廷ノ至仁モ其深ヲ盡ス能ハズ、實ニ感慚ニ堪ヘザルナリ、若シ名醫ノ良考ヲ得バ富ニ眼前ノ疾病ヲ療スルノミナラス豫メ患害ヲ未萌ニ防ギ人々ヲシテ疾病ノ苦シミヲ知ラザラシムルノ術ナシトセンヤ、茲ニ陰德有志ノ輩夙ニ朝旨ヲ奉戴シ合議協力シテ其身平常ノ費用ヲ省キ餘費ヲ積テ各若干ノ金ヲ出シ府下療病院ノ備ヲ成セリ、奇德ノ心情良善ノ事業實ニ賞歎スルニ堪ヘタリ、因茲今般獨逸國ノ名醫ヨンケル氏ヲ迎ヘテ療病院ノ醫師トシ假ニ栗田ノ舊宮邸ヲ以テ療病院トシ當日ヨリ開業、續テ本院ヲ建築スヘシ、抑方今海外諸國醫術日々開ケ藥法月々精シク就中獨逸國其最タルハ皆人ノ

註 (1) 京都府史第一篇政治部衛生類

(2) 京都療病院新聞第一號(明治五年)

### 三 開業 第一年(明治五年)

開業式のお祭り騒ぎも過ぎ、いよいよ秩序を立てて診療を始め、生徒を募つて授業をすることとなつたので、療病院では治療條則、入學生徒條則等必要な規定を制定し管内に頒布した。

#### 療病院治療條則

##### 第一章 治療ヲセブノ順序

第一條 此院ニ來リテ治療ヲセブ者ハ先玄關ニテ當直醫ニ申達スヘシ

第二條 當直醫右ノ治療ヲセブ者ノ姓名年齢住所職業病症等ヲ一紙ニ記載ス、此紙ヲ「カランケンカルター」ト謂フ、番號ヲ附シ之ヲ病者ニ持シメ又同番號ノ鑑札ヲ作り共ニ之ヲ渡シ診察局ニ誘引シ教師ノ診察ヲ受シム

第三條 教師病者ヲ診察シテ其「カランケンカルター」ニ病狀處方等ヲ記シ渡スヘシ

第四條 右ノ「カランケンカルター」ヲ病者或ハ其附添人藥局ニ持參シ藥料ヲ納ムヘシ

第五條 藥局ニテ「カランケンカルター」ニ記セル藥方ヲ調合シ服法用法等ヲ悉ク口述シ或ハ記載シ藥ニ添テ之ヲ持參ノ者ニ渡シ

「カランケンカルター」ハ寫シ取り藥局ニ收メ原書ハ取集メ其日ノ當直醫ニ渡スヘシ

第六條 右ノ通「カランケンカルター」ハ當院ニ留メ置キ病者或ハ附添人ハ只番號ノ鑑札ヲ持歸ルナリ

第七條 病者又ハ藥ヲセブ者以後來院ノ時ハ此番號鑑札ヲ當直醫ニ出ス、當直醫ハ番號ヲ認メ其「カランケンカルター」ヲ渡シ診察



局藥局ニ行シムルコト前ノ法ノ如シ

第八條 病者モシ再診ヲ乞フヨリノ後チハ當直醫鑑札ニ再診三診ト順序ニ其度數ヲ記ス可シ

## 第二章 入院病者

第九條 教師病者ヲ診察シ入院セシムベキヤ否ヲ決シ、モシ入院セシムベキ病症ナルベキ者ニハ色替リノ「カラケンカルター」ヲ

入院規則ノ通り改メ渡スヘシ

第十條 入院病者ハ入院ノ初メ左ノ十二條ニ掲ゲタル割合ヲ以テ一周間ノ入費ヲ合テ出納局ニ先納シ請取證書ヲ受ケ事務局ニ至リ指

揮ヲ受ベシ、一周ノ後續テ在院ノ節モ亦斯ノ如シ

第十一條 食時ハ朝第八字、晝第一字、夕第六字ト定ム、尤炎暑中ハ朝第六字、晝第十二字トス

第十二條 入院病者ノ拂フベキ費用割合

上等 一日分金五拾錢

下等 一日分金廿五錢

第十三條 入院病者ニハ教師ノ思慮ヲ以テ上等醫生ノ内壺人ヲ撰ビテ看頭トシ常ニ附置クヘシ

第十四條 入院病者ニ與フル「カラケンカルター」ハ常ニ其病室ニ掲グ、故ニコレヲ「コツプセル」ト唱フ、引請ノ看頭ハ之ガ譯

ヲ認ムヘシ

第十五條 入院病者ノ室ニ塗板ヲ掲ゲ其病者ノ食物養生法及ビ看頭ノ名ヲ記ス

第十六條 入院病者ノ用藥食品等ハ總テ教師ノ指圖ヲ受テ看頭ヨリ之ヲ示スコトナレバ藥局出納局等ノ掛合モ悉ク看頭引請之ヲ取扱

フヘシ

第十七條 看頭ハ毎日其引請ル病人ノ容體書ヲ作り教師ニ告グヘシ

第十八條 入院病者へハ其親戚朋友タリトモ日々來訪ヲ許サズ、一周ノ内一日ノ來訪ハ苦カラズ、治療ノ妨トナレバナリ

第十九條 入院病者へ食餌ヲ送ルモノハ看頭ノ指揮ヲ受クヘシ、其許ナキニ一切贈與スルコトヲ禁ズ、コレ亦治療ノ妨トナレバナリ

第二十條 病室ニハ喫烟火鉢並飲食ヲ燗煮スルコトヲ禁ズ、其寒冷ヲ防グニハ煖室火器ヲ用フルナリ

第二十一條 入院病者ノ介抱人ハ院中ニ之ヲ備フレバ入院ノ者ノ心遣ニ及バズ、亦其入費ヲ別段出スニモ及バザルナリ

第二十二條 然レドモ介抱人ヲ召連レ入院ヲ願フ者ハ當直醫看頭等ニ申達シ其指揮ヲ受クベシ、此介抱人ノ入費ハ病者ヨリ之ヲ辨ズベシ

### 第三章 教師診察時間

第二十三條 教師病者ヲ診察スルハ朝第九字ヨリ第十一字マデヲ限トス、因テ診察ヲ乞フモノハ朝第七字ヨリ第九字迄ニ來院ス可シ、

此時間ヲ過レバ其日ノ診察ヲ止ム、尤大患急病ハ此限ニアラズ何時ニテモ來院苦シカラズ

第二十四條 當直醫毎朝診察ヲ乞フ病人ノ員ヲ記シ第九字迄ニ教師へ告グベシ

第二十五條 教師ヲ自宅ニ招キ診察ヲ乞ント欲スル者ハ其由ヲ當直醫ニ申達シ豫メ其容躰ヲ委シク告グ可シ、來院能ハザル病症ニ非レ

バ決シテ往診ハセザルナリ

第二十六條 教師病者ノ宅ニ往テ診スルトキハ當直ノ壹人上等醫生壹人通辨壹人ナリ、其外生徒ノ内ヲ召連ルルコトハ時ニ應ジテ教師

コレヲ示スベシ、尤是迄ノ見掛リ醫者出會スヘシ

第二十七條 教師ヲ招キ診察ヲ乞フトイエドモ茶煙草盆ノ外饗應ニ及バズ、尤時菓ヲ出スコトハ病家ノ心ニ任スヘシ

第二十八條 總テ療病院ノ治療ヲ受ル間ハ他ノ處方ヲ用ヒ他ノ治術ヲ施スコトヲ禁ズ、食物衣服湯浴其外一切當院ノ指揮ヲ背クベカラ

ズ

第二十九條 病者ノ食料飲料總テ等ヲ分チテ人ノ強弱ニヨリテ之ヲ供ス

第三十條 當院休暇

日曜日 正月元日ヨリ十日迄

天長節 五節句 暑中三十日

西洋元旦

十二月廿五日ヨリ同月晦日迄

右ノ通相定ムルトイエドモ當直醫ハ常ニ在院スルコトニ付キ急病或ハ大患者アルトキハ何日ニテモ申來ルベシ

第四章 診察料並藥料

第三十一條 總テ當院ニ來テ教師ニ診察ヲ乞フ者ハ初回ノ診察ニ診察料トシテ金壹圓ヲ當直醫ニ渡シ之ヲ出納局ニ納メシム、二回三

回ハ別段納金ニ及バズ、診察四回ニ及ババ更ニ金壹圓ヲ納ム、爾後モ四回目ゴトニ金壹圓ヲ納ムルコト皆前ニ同ジ

第三十二條 入院病者ハ初回ノ診察料ノミニテ在院中幾回診察ヲ受クルトモ其料トシテ更ニ納金ニ及バズ

第三十三條 教師ヲ招キ診察ヲ乞フ者ハ毎回金貳圓ヲ診察料トシテ當直醫ニ渡シ之ヲ出納局ニ納ムベシ

第三十四條 診察料ヲ納ムル者ハ當直醫ヨリ出納局ノ請取證書ヲ渡スベシ、總テ診察料ハ先納タル可シ、尤至急ノ疾病診察ノトキ

ハ後ニ納ムルモ苦シカラズ

第三十五條 藥料ノ儀ハ其配合藥物ノ元價ト用量ノ多寡ニ因リ各人其藥料一定セズ、故ニ藥ヲ受クルトキニ臨ミテ出納局ヨリ時々其

代料ヲ承リ之ヲ納ム可シ

第三十六條 入院病者ノ藥料ハ入院入費金ノ内ヲ以テ相賄ヒ別ニ之ヲ納ムルニ及バザルナリ

以上

右之通可相心得候事

栗田口療病院時代

壬申十一月

京都療病院<sup>1)</sup>

九四

療病院入學生徒條則

- 第一條 當院入學ノ生徒ハ在學三年ヲ以テ限トス、三年ニ滿ザレバ退學ヲ許サズ
- 第二條 當院入學受業費料トシテ一ヶ月金壹圓宛上納スベシ、但入學ノ月ヨリ其年分總テ皆先納ナリ
- 第三條 入塾生ハ食料並諸雜費トモ見積ヲ以テ生徒ノ身許ヨリ其年分ノ金高ヲ出納局ニ先納セシメ之ヲ以テ供給シ生徒金錢ヲ帶ルヲ禁ズ、醫療器械書籍筆墨紙臥褥傘帽履等等其外衣服必要ノ品ハ生徒ノ身許ヨリ一先用度局ニ受ケ之ヲ檢メ更ニ生徒ニ與フ
- 第四條 入塾並外來ノ生徒トモニ教場或ハ病者ノ取扱ヒ等ニハ洋服ヲ着ス可シ、尤地合ハ絹綿ラシヤ、フクレン等勝手次第タル可シ但燕居ノ節ハ洋服ニ限ラズ心任セタルベシ
- 第五條 入塾生ノ燈火ハ四人前ニ石炭油燭一箇ヲ設ケ日没ヨリ第十字迄之ヲ點シ第十字後ハ一室ニ臥燈一箇ヲ點ス
- 第六條 入塾生ノ火鉢ハ華氏檢溫五十五度以下ノ時令ニ至ラバ二人前ニ一箇ヲ與フ、溫暖ノ氣候ニハ燗草盆ノミ與フ
- 第七條 食時ハ朝第八字、晝第壹字、夕第六字ト定ム、尤炎暑中ハ朝第六字、晝第十二字トス
- 第八條 休日ニハ入塾ノ生徒逍遙散步セシム、飲食辨當ヲ携ヘシム、休息ノ席代茶代トモ生徒取締ヨリ之ヲ辨ズ
- 第九條 入塾生ハ日々入浴セシメ石鹼ヲ與フ、但大風或ハ非常ノ節ハ浴場ヲ設ケザルコトモアルヘシ
- 第十條 生徒學ニ在ル長幼尊卑ヲ論ゼズ學業ノ等級ヲ以テ序トス、其等同ジキハ先進後進ノ序ニ因ル
- 第十一條 入塾生外來生トモ都テ生徒取締ノ指揮ニ隨フベシ
- 第十二條 教師朝第八字 朝ハ時令ニヨリ 朝第七字 ヨリ出頭ニテ五字ノ間在院以テ診察療治教示等受業ノ時トス
- 第十三條 事故ニヨリ講席或ハ正課ヲ缺トキハ生徒取締ヘ申出ベシ

第十四條 生徒ノ門限ハ朝夕第六字ヲ限リ夜中ハ出入ヲ許サズ

第十五條 入塾生ノ外出ハ生徒取締ニ達シ門信ヲ請テ出デ歸塾ノ時ハ門信ヲ還スベシ

第十六條 入塾生ヘ其親戚朋友來訪ノ時ハ其儀ヲ塾長或ハ取締ニ告ゲ而後對談ノ席ニテ面語ス可シ

第十七條 教師上等生ノ内ヨリ更ニ治療進歩セルモノヲ撰ビテ病者ヲ看護セシメ詳細ニ治療法ヲ授ク、之ヲ名ケテ看頭ト云フ

第十八條 看頭ヘ病人ノ症狀病理療法ヲ教師ヨリ授クルトキハ他ノ生徒其左右ニ在テ之ヲ見習フ可シ

第十九條 生徒上等ニ登コトヲ得ザルモノハ療病ニ從ハシメズ

第二十條 看頭自己ノ病アルトキハ之ヲ當直醫ニ届ケ検査ヲ受ケ亦代人ヲ乞フ可シ

第二一條 日曜日休業ナリ、但急病或ハ大病ノ者アレバ此限ニアラズ、看頭ハ日曜日タリトモ休暇ナシ

第二二條 看頭モシ規則ヲ守ラズ行狀放逸ナラバ速ニ看頭ヲ奪フベシ

第二三條 初學ノ生徒解剖執刀ニ從事スル者ハ病者ニ接セシメザルナリ

第二四條 病室ニ於テ飲食ヲ炮煮ス可ラズ、且喫烟ヲ禁ズ、藥局ニ於テモ亦然リ

第二五條 藥局ヘハ其事ニ從フ者ノ外ハ總テ生徒ノ來入ヲ許サズ

第二六條 身體ハ勿論塾中並用具等不潔ナルベカラズ

第二七條 塾中醉ヲ催ス飲料ヲ用フルヲ禁ズ

第二八條 毎年五月十一月兩度官員出張シテ學業ヲ試験スベシ

第二九條 入塾生モシ規則ニ背クコトアレバ半月或ハ一ヶ月ノ入費金ヲ罰金トシテ納メシム、事甚シキニ係ラハ退塾或ハ醫業ヲ差止

ムルコトモアルベシ、但此退塾セシムル者ハ兼テ納ムル所ノ其年分入費金ヲ没入スベシ、入塾セザル外來ノ生徒モ規則ニ反スルコトアレバ此例ニ准ジテ處置スベキナリ

以上

右之條々可心得い事

壬申十月

京都療病院

入塾生徒一人入費見積

一ヶ月金壹圓宛

一金拾貳圓 學費料十二ヶ月

一ヶ月金貳圓五拾錢宛

一金參拾圓 食料 十二ヶ月

但當壬申十月米價ヲ以テ見積リ其價ニ從フ故ニ時ニヨリ書面ノ金高差異アルベシ

一ヶ月金壹圓五拾錢宛

一金拾八圓 諸雜費十二ヶ月

但炭油浴湯並休日散步食肉辦當其外入費コレニ充ツ

ノ金六拾圓 平均一ヶ月金五圓宛

但醫療器械藥物衣服書籍硯材筆墨紙卓傘帽履笠臥褥火鉢等ハ此外ナリ

十一月十日には療病院の申議を認め、府は病院職員の月給を次の通り規定した。

黨直醫 前田松園

同 江馬樞之助

右一ヶ月一人前金二十五圓宛(各通)

右取締可相成者一ヶ月一人前金拾圓

右一ヶ月一人前金五圓宛(各通)

右一ヶ月一人前金五圓宛(各通)

粟田口療病院時代

同 小石中藏

同 榎林建吉

同 新宮涼閣

同 眞島利民

同 安藤精軒

藥局出仕 横井俊助

藥局出仕 松岡周吉

同 田中元藏

書記 須川英橘

同 鳴尾禮藏

横文書記 原口隆造

同 桂彦馬

給仕 小泉惟永

同 奥村宗義

同 吉田 興三

右一ヶ月一人前金三圓宛(各通)<sup>3)</sup>

なお同日附を以て上京區第九組笹屋町にあつた種痘館を療病院の所轄となし、その俸給を次の通り定めた。

月給 二十圓

種痘館總長 前田 松園

同 十七圓

同 補助 江馬 權之助

同 十五圓(各通)

同 醫員 小石 中藏  
同 楢林 建吉<sup>4)</sup>

(備考)

種痘館とは嘉永二年十一月楢林榮建、小石中藏、江馬權園、熊谷直恭らの興した有信堂の後身であり、明治二年種痘所と改稱したのを、同四年更に種痘館に改め、府下における種痘普及に貢献していたものである。

當時京都府當局の間では、管内で醫業を営む者の巧拙を試験し以て司命の重責の萬全を期そうとしたので、療病院から次の申議をした。

療病院已ニ建置ノ上ハ管内醫業ノ者ハ専ラ習學受業勿論之事ナレドモ入學セサルモノノ儀ハ術業ノ成否知リカタキニヨリ逐々試験ノアルヘキママ各一層勉勵研究スヘキ様管内醫業ノ者ヘ御説諭ノ御布告有之度此段申上候

明治五年十一月

療 病 院



府ではこの申議を採用し管内醫師に次の戒告を達した。

療病院相設候上ハ管内醫業ノ者精々習學受業可致ハ勿論之儀ニ候得共自然人學難致者ハ其術業之巧拙不相分候ニ付追々試験可有之候條各一層勉勵研究致置可申事

右之趣管内醫業之者へ無洩相達者也

壬申十一月

京都府知事 長谷信篤五)

教師ヨンケルは十一月十二日から解剖學の講義を始めた。療病院では入學できない管内醫業者のために特別聽講の便を計る案を立て府へ次の申議をなしたが、これは「難聞屆候事」として許されなかつた。

當院教師頃日解剖學初步教授ハシメシニ捷徑法ヲ以テ鄭重ニ示シ教訓行屆キシ様ナリ、付テハ當院入學受業相成カタキ者へモ其教法普ク傳習セント欲ス、依テ管内醫業ノ中學力雄偉ノ者ヲ撰擧シ産科受業人同様ニ學費料一ケ月金壹圓ツツ免除シテ教法受業セシメ此人ヲ以テ管内醫學巡講人トシテ僻遠ノ地ニ至ルマテ傳習分布ノ基ニ致シ度此段奉伺候

但傳習セシムル受業人ハ逐々撰擧ノ上可伺出存候

明治五年十一月

療病院六)

解剖學特別聽講制は實現しなかつたが、この文書により、當時管内で産科を業とするものに對しヨンケルの産科學特別聽講の制度があつたらしいことが窺える。

次に十一月京都府が管内に布達したヨンケルの課業表は次の通りである。七)

療病院教師課業表

|  |                           |                                     |                               |
|--|---------------------------|-------------------------------------|-------------------------------|
|  | 自第八字<br>至第九字              | 自第九字<br>至第十一字                       | 自第十一字<br>至第十一字                |
| 日曜日                                      | 休業                        | 休業                                  | 休業                            |
| 月曜日                                      | 受業入學生<br>ノ<br>總<br>試<br>業 | 外來病者診察                              | 入院病者ヲ診察シ<br>病理養生法等ヲ醫<br>生ニ教授ス |
| 火曜日                                      | 解剖學教授                     | 切斷術ヲ行フモシ之<br>ナキ時ハ「キリニツ<br>キ」其他ノ業ヲ教授 | 右同 斷                          |
| 水曜日                                      | 解剖學試業                     | 外來病者診察                              | 右同 斷                          |
| 木曜日                                      | 解剖學教授                     | 產婆<br>諸病看護法術                        | 右同 斷                          |
| 金曜日                                      | 解剖學試業                     | 外來病者診察                              | 右同 斷                          |
| 土曜日                                      | 解剖學教授                     | 產科教授                                | 右同 斷                          |
| 日々第八字ヨリ第九字マデハ初學生ニ教へ、第九字以後ハ進學生へ教授スル<br>ナリ |                           |                                     |                               |

註 (1)(2)(3)(4)(5)(6)(7) 京都府史第一篇政治部衛生類

## 四 明治六年

この年三月、療病院では非常時における立退場所を定めておく必要を感じ、知恩院並に南禪寺と談合の結果、三月十二日に至り次のような回答を得た。

口 上 書

一 昨日療病院非常御手當所之義御達ニ付當山内良心院先求院右兩院ニ取極候ニ付此段申上

々 以上

知恩院住職

大教正 漆間隨譽

御 請

一 療病院非常之節御立退場所ニ被仰付奉敬承候則當山方丈ヲ御立退場所ニ仕置以聞此段御

受奉申上々 以上

南禪寺役者

壽光院 日野西觀道<sup>1)</sup>

明治六年三月

九月になり療病院に施療患者の病室を設けた。これは教師講述上の治術につき、これを實際に試験し生徒らをして

その眞髓を體得せしむる目的に出でたもので、療病院から府へ次の申議が醫局及び出納局の所見書と共に出されて  
520。

當院教師日々所講述ヲ以テ之ヲ實際ニ試験シ生徒ヲシテ體認セシメ度依テ今般在來男女之病室各一ヶ所ヲ以テ貧病室ト相成隨テ器械  
モ先在來之品ヲ相用度ハニ付醫局出納局之所見書ヲ添奉伺事

明治六年九月十日

療 病 院

別紙(醫局の所見書)

今般於當院內貧病室御設可相成ハニ付其室之裝置並ニ治療之次第等教師ヨンケル氏へ質問仕ハ處其室ハ先當分男女トモ在來之病室ヲ  
區分シ諸器械モ在來ノ品ヲ可相用ハ尤治療ニ至テハ貧富之差別無之旨申聞セ候付テハ當時格別之器械新調ニモ不及哉ト奉存ハ

明治六年九月十日

療 病 院 醫 局

出納局の所見書は亡佚して傳わらない。

次に醫學教育に關する方面を瞥見してみると、この年二月、教師ヨンケルの勸奨に従い療病院の正則生徒に理學化  
學二科を授けることにした。

當院正則生徒末々理學化學ノ二科ヲ經サル者ニ候間語學ノミナラス右科歐學舍ニ於テ相學ハセ度旨教師ヨンケル氏申出ハニ付其儀リ  
ユードルフ氏ニ打合ハ處ヨンケル氏ヨリ兼テ其二科教授之儀ハ依頼有之旨相答ハニ付右様速度付テハ是迄教授相受居ハ時間短少ニシ  
テ不都合之場合モ有之ハニ付今般更ニ同所教場ニ於テ午後二時ノ教授間操合有之度ハ間此段同舍へ御達被下度奉存ハ

癸酉二月十三日

療病院<sup>3)</sup>

即ち療病院の正則醫學生は、歐學舎のドイツ語教師リュードルフ・レーマンに理化二科を學ぶため歐學舎へ通學することになつた。ところが七月になつて、河原町二條下ル長州藩邸跡の勸業場（今の京都ホテルの地）内に設けられ



リュードルフ・レーマン

ていた歐學舎の獨逸學校が移轉することになつたので、生徒らは病院から簡単に通學することができなくなり、今後は院内に於て自習輪講することにした。獨逸學校の移轉先は「明治文化と明石博高翁」によるも明かでない。しかしこの年六月京都府はリュードルフ・レーマンを起用して、桂川沿岸にあたる洛西葛野郡梅津村に地をトシ製紙場梅津パピール・ファブリック（明治八年十二月竣工）建設の監督に當らしめていたので、恐らくそこへの往還に便利な方面へ移つたものではなからうか。療病院から府へ差

出した申議に曰く、

當院生徒是迄歐學舎へ午後三時ヨリ四時迄通學爲仕り處此度右舎轉移相成り付其教師レーマンへ直ニ時刻彼は打合オヨヒ候處梅津洋紙製所へ罷越り餘日ニハ午後一時ヨリ二時迄通學可爲致様相答りニ付其段生徒中へ申聞り處右舎ト當院道路掛隔相成舊往還ニ時刻ヲ費ノミナラズ當院教師之講述ヲモ暗誦難成段申出り間炎暑ニ差向殊ニ日中之往還ハ勉勵難相成り故當分於當院舎密窮理等之意味學授讀輪講爲致りテハ如何教師ヨンケル氏へ打合仕り處致承知り付此段奉伺り

明治六年七月

療病院<sup>4)</sup>

栗田口療病院時代

一〇三

(備考)

(1) リュードルフ・レーマンは大阪川口に貿易商を営むレーマン・ハルトマン商會のカール・レーマンの弟、京都府では、明治三年十一月より滿三カ年間語學數學教師として雇入れの契約をしたが、結局獨逸學校に於てドイツ語を教授せしめた。給料は一カ月洋銀二百五十ドルであつた。



レオン・ジュリー

(2) 歐學舎 京都府では中學校の一分科として、獨逸學校、英學校、佛學校を興して、これを歐學舎と總稱した。獨逸學校はリュードルフ・レーマンを教師として三年十一月、河原町二條下ル勸業場内に、英學校は米人チャールス・ポールドウインを教師として、河原町二條上ル高田派別院内に、佛學校は佛人レオン・ジュリー及びその妻、ジョセフィンを教師として、木屋町三條下ル路地に開かれたのである。

療病院では、正則生徒の他に、小學校で普通學課を修めた程度の者を收容して豫科を置くことになつた。それは九月からのことで次のような授業料に關する申議書が残つてゐる。

今般醫家子弟小學校ニオイテ普通學課了候後豫科學受業願出ル者月前學費料金五十錢爲納度此段奉伺々

但豫科學ハ教授等ヲ以テ爲取扱一切教師ノ手ヲ不經々

明治六年九月

教師授講ノ本科學費ハ月前金一圓ニ付豫科學費ハ東京醫學校之例ニ倣ヒ本書之通御治定被爲成度事

療 病 院

九月頃府下に流行性腦脊髄膜炎が流行したので、府では療病院に命じ本病豫防に關する小冊子を編輯せしめ、これ

を印刷して管内普く頒布した。ヨンケルの學識及び本病に對する見解等を知る上の參考となるので煩を厭わず記録しておく。

黨節市郡處々に於て腦項髓膜痲衝病とて卒中狀若くは癱瘓症を發して斃るるもの間々これあり依て其豫防法を左に掲載す

第一條 大便の秘結するものは瀉利鹽一錢より三錢までを水一合位に融解して其模樣により斟酌して飲むべし

第二條 日々入浴して石鹼を使用し汗を流し垢を落し身體を清潔ならしめ日中戸外へ出るには帽笠を頭に被ひ日光の射照を避くべし、更に白色の木綿にて頭頂を被へば益善とす

第三條 食物ハ消化なし易き品を撰ふへし、其尤善きものは新鮮なる牛肉鶏卵などに野菜を交たる料理なり、尤飽食するを忌む、都て熱く煮立たる食物ハ用捨し熱せざる柿囊をも慎むへし、飲料にハ新汲の清水及び<sup>リヒト</sup>里沒咄<sup>トッテ</sup>、炭酸泉を飲むべし、日本酒ハ冷飲するも多分なるを忌む、殊に熱茶熱湯燻酒杯ハ飲むへからず

第四條 居室殊に寢所走り場塵溜などをよく掃除清潔し時々窓障子を開き置き外氣を入れて室内の氣を新鮮にすへし

第五條 大小使とも別に久敷溜め置へからず、人家稠密なる地ハ殊に注意すへし、別して傳染病者の大小使ハ必ず遠隔りたる土中に埋むへし

第六條 深更まで夜行するハ善からず若し差向用事ありて夜行し衣の露に濕ひたる時ハ乾きたる衣に取換へ其儘寢所へ入るへからず

第七條 線鈔水<sup>リヨウスイ</sup>を衣類寢所臺所走り場に撒潑すへし、且手拭にひたして朝夕二回身體を拭ふへし

#### 腦脊髓膜痲衝預防法

一 預め腦脊髓膜痲衝病を防ぐには衣を纏ふて身體を溫め殊に居室を清潔し朝夕室内に外氣を流通し濕氣を避け夜氣をも避くへし、譬ハ深更まで納涼して露坐するなどは是なり

一 老少に拘らず身體を適宜に運動せしむへし

一 居處近傍の便所などには悪臭を吸收すへき物質にて之を防ぐへし、假令ハ石灰を水にとき刷毛を以て日々便所へ塗付るなど是なり

一 堅硬にして消化し難く胃を壓す物ハ食すへからず

一 未熟の果物などは胃腸粘液膜を害し從て大便下痢を發す

一 鹽魚及び鹽漬の野菜などを多分食すへからず、消化機の運用を害する事甚し、精々新しき肉類魚類野菜精熟の果物を食すへし

十一月になり、佛學校教師ジュリーに就き生徒をしてラテン語を學ばせることになり、次の申議が認可された。

當院生徒中於佛學校羅甸語學始終貫徹受業仕度々に付其段學校課へ御達被成下度奉伺

但右生徒勤惰爲取調當院會長原口隆造差添申度

明治六年十一月十五日

療 病 院

先きに文部省では、七月九日布達第百號を以て、「各府縣管内現ニ病院若クハ會社病院等ヲ設クルモノハ頗ツ所ノ書式ニ照シ其ノ事由體裁等ヲ錄申」せしめることにしたので、府では十一月に至り漸く報告書を作製し提出した。なぜこんな報告が遅れたかという点、昨年十一月開業以來日なお淺いのであるべく報告の期をずらして一カ年に近い統計を出したかつたからだと考えたい。この報告書によつて當時の療病院の陣容、經費、教授課目と日課表、生徒數、月別患者數等を知り得るわけで、大へん貴重な資料である。なお女生徒とあるのは女看病人即ち看護婦の生徒のことではなからうか。

本年第百號御布達當府管下ニ設立有之ハ病院取調早々可提出旨ニ付即別册致進達



明治六年十一月二十日

知事長谷信篤代理

文部省三等出仕

京都府七等出仕 國 重 正 文

田中不二齋殿

(別冊)

療病院一箇所

明治五年壬申十一月京都府管下山城國愛宕郡第五區粟田口村青蓮院宮舊邸ニ於テ假ニ療病院ヲ設立セリ、是ヨリ先キ府廳ニ於テ病院建立ヲ謀ルコト久シ、而シテ良醫ノ得易カラサルト費用ノ出ル所ナキヲ以テ舉行スルヲ得ズ、因テ明治四年辛未十月ヲ以テ管内ニ布告シ療病院ヲ建立セント欲スルノ趣意ヲ示ス、人民之ヲ體認シ競フテ金穀屋宇等ヲ寄附シ以テ其資トナス者陸續トシテ斷ヘス積累シテ若干ヲ得タリ、是ニ於テ府廳其地ヲ擇フニ青蓮院宮舊邸ノ爽塹清潔ニシテ且其屋宇寄附セシ所ナルヲ以テ遂ニ假院ヲ此ニ設ク、又獨逸國人當時英籍ヨンケル・フロン・ランゲツクヲ雇テ教師トナシ内國人數名ヲ雇テ醫事學事ニ給シ且ツ庶務出納等ヲ管理セシメ府員之ヲ監督ス、是假療病院設立ノ次第ナリ

明治四年辛未八月ヨリ京都府管下有志ノ者寄附金千八百圓此十分ケ年ノ間、醫業補助金六百圓、藥物業補助金四百圓、娼妓歌妓補助金一萬六千圓、其外診察料金三百圓、藥種代金二百圓、種痘料金二百圓、入院料金三百圓、授業料金四百圓、且月々入費餘リ金貸付利金三千百圓、一ケ年惣高貳萬三千三百圓ヲ以テ一切ノ入費ニ充テ當療病院ヲ保續スル次第ナリ  
一ケ年凡入費一萬八千圓

庶務取縮

渡 忠 純

粟田口療病院時代

|      |      |      |     |      |     |      |       |    |      |     |      |      |     |      |     |      |     |
|------|------|------|-----|------|-----|------|-------|----|------|-----|------|------|-----|------|-----|------|-----|
| 廣瀬元周 | 李家隆彦 | 六角博通 | 同取調 | 吉岡美種 | 出納掛 | 酒井良顯 | 長谷川紀一 | 通辯 | 山田文友 | 當直醫 | 安藤精軒 | 眞島利民 | 島成家 | 新宮涼介 | 藥局掛 | 新宮涼湖 | 木下淵 |
|------|------|------|-----|------|-----|------|-------|----|------|-----|------|------|-----|------|-----|------|-----|

器械掛 田中元造

書記 高橋良輔

歐文書記 須川英橘

兼舎長 原口隆造

給仕 桂彦馬

木村得治

奥村宗義

小泉惟永

吉田興三

男看病人 三人

女看病人 貳人

右月給合金四百五拾八圓

壹ヶ年合金五千四百九拾六圓

一明治五壬申年八月廿五日ヨリ滿三ヶ年ノ間醫師獨逸人當時英國人籍ヨンケルフロンランゲツク雇人、

栗田口療病院時代

初一ヶ年八三十日ニ付金貨四百五十圓、第二ヶ年、三ヶ年トモニ五百圓宛

療病院治療條則

療病院入學生徒條則

合冊(省略)

|  |                                       | 教 科 日 課 |                          |     |                  |                  |                  |             |
|--|---------------------------------------|---------|--------------------------|-----|------------------|------------------|------------------|-------------|
|  | 日曜日                                   | 月曜日     | 火曜日                      | 水曜日 | 木曜日              | 金曜日              | 土曜日              |             |
|  | 休業                                    | 解剖學     | 同                        | 同   | 解剖學<br>產科<br>病理學 | 解剖學<br>產科<br>病理學 | 解剖學<br>產科<br>病理學 | 以上教師ヨンケル氏講義 |
|  | 第十時ヨリ第十二時ニ至ル                          | 休業      | 數學(獨逸)<br>會話書(獨逸)<br>究理學 | 右同  | 右同               | 右同               | 右同               | 以上學務掛受付     |
|  | 第七時ヨリ第八時ニ至ル<br>(但シ三科重講ノ日ハ第七時ヨリ第九時ニ至ル) |         |                          |     |                  |                  |                  |             |

生徒姓名

須川英橘

外 七十五人

女生徒

大槻こま

外 六人

患者員數

外來 入院

一月 二十九人

二月 三十七人

三月 三十人

四月 七十一人

五月 四十三人

六月 三十二人

七月 十六人

八月 二十二人

右外來入院物計 二百九十八人<sup>8)</sup>

粟田口療病院時代

次に人事の異動について記せば、前年開院當時常直醫として勤務した、前田松閣、江馬權之助、小石中藏、檜林建吉、新宮涼閣、眞島利民、安藤精軒等七氏の内、一カ年を経たこの年十一月、引續き在任したのは眞島、安藤兩氏のみで、新顔として島成家、新宮涼介兩氏が當直醫に名を連ねている。そして醫師の資格を有する廣瀬元周や李家隆彦が庶務取締の仕事に任じ、又横濱十全病院の教師セメンズの所から來た山田文友は通辯に、同じく木下熙は薬局掛になつてゐるのである。

九月には醫員李家隆彦を丹波三郡（桑田、船井、何鹿）に派遣講師として巡廻せしめ、該地方居住の醫家に對し日新醫學を導入した。病院からの申議は次の通りである。

丹波三郡醫業ノモノ徒ニ古法ヲ墨守シ家方ヲ確信シテ未タ天地普通ノ大道ヲ不知ニ付長田重遠之ヲ憂ヒ教導ノ儀當院へ及打合、宮地周輝自ラ來院シテ早々巡廻説諭仕吳候様及示談ハニ付テハ、今般李家隆彦ヲ右三郡へ差越村々巡回爲仕醫業湯藥物業共ノ修行方心得篤ト講説説諭且夫々人物相撰擢テ講師トナシ學務ノ儀ハ専ラ講師ノ申分ニ從ヒ醫務ノ儀ハ必ス取締ノ申分ニ爲從一々文部省ノ布令ニ基キ不都合無之様日新進歩ノ域ニ立至リハ様誘導爲仕度此段奉伺事

明治六年九月

療 病 院<sup>ハ</sup>

二月、永松東海を聘して醫務取締に任じ月俸として破格の百圓を給したが、八月七日辭して東京大學に去つた。

十二月七日附で柳下士興を豫科教授掛に任じ、次で十二日附で半井澄を庶務取締兼通辯、村治重厚を當直醫兼記問掛として招聘した。

當時の職員俸給は次表の通りであつて、開業當初に比較してやや増額されている。三段目の人名は筆者が記入した

ものであるが、恐らく大した間違いはあるまいと信ずる。<sup>10)</sup>

|         |    |                    |                          |
|---------|----|--------------------|--------------------------|
| 書記兼教場係  | 一名 | 須川英楠               | 三圓半                      |
| 器械係     | 一名 | 高橋良輔               | 五圓                       |
| 書記      | 二名 | 原口隆造、柱彦馬           | 七圓半<br>五圓                |
| 事務員     | 三名 | 吉岡美種、酒井良顯、長谷川紀一    | 一一圓<br>一一圓<br>一一圓        |
| 庶務取締    | 四名 | 渡忠純、廣瀬元周、李家隆、六角博通  | 二五圓<br>二五圓<br>二五圓<br>二五圓 |
| 藥局係     | 三名 | 新宮涼湖、木下 熙、田中元薩     | 一〇圓<br>一〇圓<br>一〇圓        |
| 當直醫     | 四名 | 安藤精軒、眞島利民、島成家、新宮原介 | 三〇圓<br>三〇圓<br>三〇圓<br>三〇圓 |
| 豫科學教授係  | 一名 | 柳下士眞               | 五〇圓                      |
| 當直醫兼記聞係 | 一名 | 村治重厚               | 五〇圓                      |
| 通 辯     | 一名 | 山田文友               | 七〇圓                      |
| 庶務取締兼通辯 | 一名 | 半井 澄               | 七〇圓                      |
| 外國教師    | 一名 | ヨンケル               | 金貨 五〇〇圓                  |

註  
 (1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)(8)(9) 京都府史第一篇政治部衛生類

(10) 京都府立療病院第一次年報

粟川口療病院時代

## 五人體解剖

わが國解剖史の上で、京都は最も榮光ある地位を占める。醫學における科學的實證精神は實にわが京都に發祥したのである。即ち寶曆四年（1754）閏二月七日に、山脇東洋が、門人小杉玄適、原松菴、伊藤友信らと共に洛西の刑場で罪囚の屍體を解剖したのであるが、これがわが國における人體解剖の嚆矢であつて、前野良澤、杉田玄白、中川淳庵らの江戸小塚原の腑分け（フニヒ）に先立つこと實に十七年である。

爾來京都では、多くの進歩的醫師たちによつて二十回近くも解剖が實施されてきた。予の舊著「皇國醫事大年表」<sup>1)</sup>から、京都における人體解剖に關する事項を抽出して表示すると次の通りである。

| 年次        | 西曆   | 解剖者                | 關係著書             |
|-----------|------|--------------------|------------------|
| 寶曆四・閏二・七  | 一七五四 | 山脇東洋、小杉玄適、原松庵、伊藤友信 | 藏志               |
| 同 八・五・二六  | 一七五八 | 伊良子光顯（伏見）          |                  |
| 明和七・四・二五  | 一七七〇 | 荻野元凱、河口信任          | 解屍篇<br>臟圖        |
| 同 八・一二・二五 | 一七七一 | 山脇東門               | 玉碎<br>女人内<br>景眞圖 |
| 安永四・八・    | 一七七五 | 同                  |                  |
| 同 五・      | 一七七六 | 同                  | 男子内景             |



|           |      |                                    |          |
|-----------|------|------------------------------------|----------|
| 天明三・六・二五  | 一七八三 | 小石 <sup>元俊</sup> 、橋南谿、中川周藏(伏見)     | 平次郎解剖圖   |
| 同年・       | 同    | 三雲環善                               |          |
| 寛政八・一〇・一  | 一七九六 | 柚木太淳                               | 眼科精義     |
| 同年・二二・一八  | 同    | 小石元俊                               | 發露臟圖     |
| 同 九・一一・一八 | 一七九七 | 柚木太淳                               | 解體瑣言     |
| 同一〇・二・一五  | 一七九八 | 三雲環善、橋本宗吉、山脇東海<br><small>谷</small> | 施藥院解男體臟圖 |
| 享和二・冬・    | 一八〇二 | 二 笹洲、淺井南 <sup>皐</sup>              | 解體發蒙     |
| 同 二・      | 一八〇二 | 荻野元凱門人中達山若村                        |          |
| 文化九・一一・二七 | 一八一二 | 小森桃塙、藤林 <sup>普</sup>               | 解剖圖譜     |
| 文政四・一二・一六 | 一八二一 | 小森桃塙、池田冬藏                          | 解臟圖賦     |

さて明治になつてからも、先人好學の精神は毫もすりへらされていないことは次の建議によつて立證し得る。

解臟學ハ醫科之要務、理學含密ニ專ラ關涉致候學科ニ候處、從來圖象及ヒ獸畜ノ類ヲ以テ試驗講習罷在イ得共、實物研究ニハ難相成遺漏不少候、依テ更ニ解剖所ヲ被設立刑屍者有之ハ節石場所へ屍骸ヲ下ケ賜リ度、肢體臟腑ヲ分割解散シ醫理研究習學爲致イ得ハ、直ニ醫道開化シ學術進歩ヲ以テ其大本ヲ了解シ、疾病ノ眞理治術ノ區要ヲ得ルナリ、何卒解剖所取開有之度存イ事

辛未十月十九日

舍 密 局

舎密局というのは、京都將來のため理化學の普及と工業化學の研究を目的として、明治三年十二月、河原町二條下ル勸業場内に設けられたもので、この年十月京都府出仕となつた明石博高がその主任に補せられた。博高は先きに明治二年二月、大阪に浪華假病院が新設されたとき招かれて藥局主管兼看頭となり、次で同年五月關人ハラタマを迎えて大阪舎密局が開かれたとき傳習生としてハラタマに親炙した緣故があるので、京都にも舎密局を興すことは博高の宿願であつたわけである。

そこで前記した四年十月十九日附の解剖所取開方に關する建議は、提出者は舎密局になつてゐるけれども、要するに明石博高が當時新進の關方醫家たちの要望を代辯したものに他ならぬのである。府ではこの建議に對して、適當な場所を穿鑿して改めて申出るようにと回答したので、一週間置いて今度は勸業掛から次の伺書を提出した。

宇治郡厨子奥村 黒 谷 焼 場

右日ノ岡刑場後ロ山ニ有之ハ處解剖所建築辦理之處柄ニテ且明地ニ相成居ハ事ニ付右地所へ取設仕度此段奉伺ハ

但場所へ建築被仰付ハハ家建並仕法等別ニ取調可奉伺ハ

辛未十月廿五日

勸 業 掛<sup>3)</sup>

之れに對し願之通り許可されたので、早速解剖所の普請にとりかかり、翌五年二月になつて竣工した。そこで舎密所（五年には舎密所となつたが六年には又舎密局に復している）では次の通り差當り動物の解剖もここでやりたいと請願してゐる。

粟田口新築解剖所普請出來致ハニ付向後解剖用ニ相用度伺ハ事

追テ獸類解剖之儀於舍密所研究講習爲致<sub>レ</sub>處、受業生多人數殊ニ場所缺少ニ付致混雜<sub>レ</sub>ハ  
間向後獸類解剖モ新築解剖所ニテ受業爲致<sub>レ</sub>事

壬申二月十五日

舍 密 所<sub>ハ</sub>

さてその後この新築の解剖場を人體解剖のために利用する機會にはなかなか恵まれなかつたようである。漸く翌六年一月晦日に至つて四體の罪囚の屍骸を下附されることになつたので、解剖所管理の舍密局では、前年十一月創立せられた療病院と連名で次の請願を提出した。

醫學爲研究解剖學實試致度ニ付無籍ノ刑死御取捨相成<sub>レ</sub>死體有<sub>レ</sub>ハ御下渡シ有<sub>レ</sub>度於  
粟田口解剖場觀可致此段奉願<sub>レ</sub>。

明治六年一月卅一日

療 病 院  
舍 密 局<sub>ハ</sub>

この解剖場の景況については、京都療病院新聞第三號に、「粟田口ノ山中ニ解剖場アリ、療病院ニ屬ス、其地四圍ニ柵ヲ植テ門ヲ鎖ス、其中ニ堂一基アリ、南北八間餘東西四間餘ニシテ四方ニ窓ヲ開キ東西ニ戸ヲ設ク、皆玻璃板ヲ裝ス、其内明谿ナリ、西戸内ニ一大俎ヲ置テ解屍ノ所トシ其三面ヲ繞テ長榻數級ヲ造リ後高ク前低クシテ衆人ノ聚觀ニ便ス<sub>ル</sub>」とあるのでその大體が推察できる。この維新後の京都における最初の解剖にあつては、明石博高は執事となり、新宮涼閣、同涼民、大村達齋、木村得正、真島利民、安藤精軒らが説明役となり、二月一日より四日にかけて二體を剖驗し、九日より十三日にかけて更に二體を剖驗した。そして府下並に近國の醫師無慮數百名がこれを參觀し

たという。解剖の畢が終つて屍を山中に葬り、南禪寺に祭壇を設けてその靈を慰めた。瓶城子、即ち新宮涼介の次のような「祭屍文」が残つている。

維年月日、從<sub>レ</sub>事<sub>レ</sub>解<sub>レ</sub>屍<sub>ニ</sub>某等數人、執<sub>レ</sub>清酒<sub>二</sub>蕙香<sub>一</sub>之<sub>レ</sub>奠<sub>ニ</sub>以<sub>レ</sub>祭<sub>ニ</sub>刑人<sub>一</sub>某之<sub>レ</sub>靈、嗚呼爾天賦健體、操<sub>レ</sub>心<sub>レ</sub>失<sub>レ</sub>宜、法<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>畏、爾何無知、人而非<sub>レ</sub>人、實堪<sub>レ</sub>嘆<sub>レ</sub>嗚、犯罪<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>報<sub>レ</sub>刑<sub>レ</sub>辟<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>隨、今也謂<sub>レ</sub>官<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>爾<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>屍<sub>ニ</sub>被<sub>レ</sub>腦<sub>レ</sub>搜<sub>レ</sub>臟、我豈忍<sub>レ</sub>爲、忍而下<sub>レ</sub>手有<sub>レ</sub>一<sub>ニ</sub>子<sub>一</sub>斯、告<sub>レ</sub>爾<sub>レ</sub>願<sub>レ</sub>末<sub>ニ</sub>其<sub>レ</sub>諦<sub>ニ</sub>聽<sub>レ</sub>之、夫解<sub>レ</sub>屍<sub>レ</sub>學<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>醫<sub>レ</sub>業<sub>レ</sub>基<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>明<sub>ニ</sub>此<sub>レ</sub>術<sub>ニ</sub>到<sub>レ</sub>底<sub>一</sub>庸醫、誤<sub>レ</sub>治<sub>レ</sub>害<sub>レ</sub>人、萬々可<sub>レ</sub>悲、乃解<sub>レ</sub>爾<sub>レ</sub>體<sub>ニ</sub>使<sub>レ</sub>人<sub>一</sub>無<sub>レ</sub>疑、筋骨<sub>レ</sub>脉<sub>レ</sub>理<sub>レ</sub>細<sub>レ</sub>大<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>遺、實<sub>レ</sub>驗<sub>レ</sub>惟<sub>レ</sub>詳、術<sub>レ</sub>期<sub>ニ</sub>仁<sub>レ</sub>慈、是<sub>レ</sub>爾<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>賜、於<sub>レ</sub>我<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>師、爾<sub>レ</sub>償<sub>ニ</sub>前<sub>レ</sub>罪<sub>ニ</sub>亦<sub>レ</sub>在<sub>ニ</sub>此<sub>レ</sub>時<sub>一</sub>、一切<sub>レ</sub>既<sub>レ</sub>立<sub>レ</sub>收<sub>レ</sub>葬<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>怡、茫<sub>レ</sub>彼<sub>レ</sub>原<sub>レ</sub>野<sub>レ</sub>骨<sub>レ</sub>腐<sub>レ</sub>肉<sub>レ</sub>盡<sub>ニ</sub>蝮<sub>レ</sub>蟻<sub>レ</sub>腹<sub>ニ</sub>充<sub>ニ</sub>豺<sub>レ</sub>狼<sub>レ</sub>飢<sub>一</sub>、多在<sub>ニ</sub>爾<sub>レ</sub>輩<sub>一</sub>、爾<sub>レ</sub>却<sub>レ</sub>免<sub>レ</sub>茲、昏迷<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>魂<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>所<sub>ニ</sub>託<sub>レ</sub>依<sub>一</sub>、惻<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>已、聊<sub>レ</sub>此<sub>レ</sub>陳<sub>レ</sub>辭<sub>二</sub>溟<sub>レ</sub>漠<sub>一</sub>之際<sub>ニ</sub>欲<sub>レ</sub>慰<sub>レ</sub>幽<sub>レ</sub>思<sub>ニ</sub>嗚<sub>レ</sub>呼<sub>レ</sub>爾<sub>レ</sub>其<sub>レ</sub>靈<sub>一</sub>。

これより先き次の請願が出されて、爾今解剖場は療病院の管理に移された。

粟田口ニ設建有<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>解剖局ノ儀自後療病院へ請<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>同院所轄ニ相成度此段奉伺<sub>レ</sub>

明治六年二月三日

療 病 院  
勸 業 課

療病院では早速同日附で、

人體解剖之節參觀願出<sub>レ</sub>者ハ人別金壹拾五錢ヲ以通券致賣却右金解剖一事諸人費ニ充度此

段奉伺<sub>レ</sub>

明治六年二月三日

療 病 院

という伺書を提出し、今次四體の解剖に當つても數百の參觀者から一人二十五錢宛の料金を徴收し諸人費に充當したもののようである。次で療病院では今後とも無籍の刑屍を解剖學實習のために下附方次の通り願ひ出でた。

以後刑屍有之ハ節屍引請人無之分ハ當院解剖局へ御下渡有之度解剖實試可致ハ係此段奉願  
置ハ

明治六年二月十四日

療 病 院<sup>9)</sup>

その後療病院では、入院患者で死亡したものも場合によつては解剖して、醫學の研究に資したいと考えて當局に願ひ出でた。ところが之れに對し京都府では早速評議を開いたが、こうした特志による解剖を許してよいか否かを決しかねて、知事以下連名の次のような伺書を政府に差出している。

病屍解剖之儀ニ付伺

天地ノ動テ止マサル造物者ノ無盡藏ナル昨日未ダ嘗テアラザル所今日其無ヲ保ツコト能ハス、是學術ノ日新ヲ貴ブ所以ニシテ醫道ノ如キ其最タリ、窃ニ聞、海外諸國ノ盛ナル、滋養ノ方醫療ノ術年ヲ逐テ精密ニ赴キ殆ド名ナキノ病ナク不可知ノ毒ナシト雖モ尙奇患變症人ノ意表ニ出ルアリ、此ノ如キモノニ逢フ毎ニ必ス其死屍ヲ解剖シ其疾患ノ由テ來ル所ヲ窮メ之ヲ書ニ筆シテ後來治術ノ標準トス、夫又人ノ屍骸ニ刺シテ之ヲ寸斷毫採スル卒然之ヲ見ルトキハ頓殘忍酷虐ニ似テ其子弟或ハ父兄親族ノタメ實ニ不忍ノ情不少ト雖モ、既ニ死スルノ屍ヲ以テ將ニ斃ントスルノ人ヲ助ケ、一人ヲ以テ千萬人ノ龜鑑ト爲ルコト其仁亦廣シト謂フヘシ、是ニ於テ歐墨ノ人ハ之レヲ常トシテ恠マズ、子弟親戚皆其ノ解剖ヲ官ニ請フ、未ダ之ヲ以テ其ノ不孝不仁ヲ責ムルモノアルコトナシト、蓋シ弊俗ノ茶毗ニ比スレバ其得失又同日ノ論ニ非ルナリ、當府下人民廣濟ノ志ヲ以テ昨冬療病院ヲ創建シ獨逸有名ノ醫ヲ招テ院中ノ師トシ、

追々起死回生ノ功ヲ奏シ候ニ就テハ、此後若シ前件申述ハ通奇毒與症ニ罹ルモノ有之、載籍ノ所未見萬國ノ所未聞ニハ得ハ其死屍ヲ解剖シテ天下後生ノ爲メ其病源ヲ研究講明爲致度、尤其親屬ノ甘心セサルモノハ決テ之レヲ不行、一同承服ノ上ニテ致ハ勿論、元來專ラ其病毒ノ所在藥力ノ當否ヲ検査イタシハ迄ノ事故、通常ノ解剖ノ如ク其全體ヲ分析スルニハ無之、唯其患部ノミヲ解剖シ點檢相濟ハ上ハ如元創口ヲ縫ヒ合セハ義ニ付、別段不都合有之間敷ト相考ハ得共、前以同定置不申ハテハ臨時機會ヲ誤リハ譚ニモ可至カト此段伺出ハ、右ハ一般仁術ノ深淺醫學ノ興廢ニモ關係致シハ事ニ付内外ノ事情深ク御洞察御許容之有無至急御差圖被下度ハ也

明治六年四月廿日

京都府七等出仕 谷口起孝

京都府參事 榎村正直

京都府知事 長谷信篤

正院 御中<sup>10)</sup>

いわゆる特志解剖については、既に明治二年八月に東京醫學校の請を容れて政府は許可していたのであるが、その間の事情は維新早々の當時であるから當然地方迄傳わらなかつたものである。従つて京都府當局が、恰も破天荒の申請でも持出すといつたような業々しい前記伺書を提出した経緯もよく首肯できるのである。政府では一カ月餘経て、勿論府の申請を許可してきた。

伺之趣ハ其親屬承諾之上ニ候得ハ不苦事

明治六年六月二日

ところが因循で迷信深き古都の人心を納得させて特志解剖を申し出させることは、實際問題として甚だ困難極まる

事實であつた。殊にその原因の一斑が、解剖を頼めば栗田口の山の中へ持つて行つて切り刻まれるのだというような考えが府民一般の間にあつたのではなからうかと予は推察する。六年十月に至り、療病院ではその域内に假解剖所を設置した<sup>11)</sup>こと、次で七年一月八日に至り、療病院の解剖第一號として二十二歳の女の脳脊髄膜炎による死體を得たこととは、予の想像の誤りでないことを裏付ける事實であらう。

次に療病院雇外人教師と年次別解剖數とを表示すれば左の通りである。解剖數が逐年少しずつ増加しているのは外人教師の影響というよりは、府民の間に解剖に對する理解が漸次増して行つた事實を立證するものであらう。但し十二年、十三年の兩年に解剖數が著増しているのは、一にシヨイベの努力と熱心な勸奨によるものと考えられる。

| 年次   | 解剖數 | 外人教師             |
|------|-----|------------------|
| 明治七年 | 三   | ヨシケル<br>九年三月マデ   |
| 同八年  | 三   |                  |
| 同九年  | 七   | マンスヘルト<br>十年八月マデ |
| 同十年  | 五   |                  |
| 同十一年 | 八   |                  |
| 同十二年 | 一四  | シヨイベ             |
| 同十三年 | 一四  | 十四年十二月マデ         |
| 同十四年 | 六   |                  |

尤も罪囚の屍體は、相變らず粟田口の解剖場で解剖していたのであり、十月には罪囚のみでなく、更に投産所の受業人の病死體をもここで解剖できるように伺書が出ている。

(備考)

窮民投産所は明治三年十一月上京區中立賣通智恵光院東入北側に設けられた府營の社會福祉施設であつて、無籍無頼の窮民を始め放蕩懶惰の徒を收容し、各人の體質性質に應じ適當なる職業を與え技術を習得せしむるを目的としていた。

府下療病院ニ於テ先般管内之人民奇患變症ニ罹リテ死カテ解剖スルノ儀既ニ本年四月准允ヲ經テ得共、懲役人及ビ先年當府ニ於テ致創立テ投産所受業人病死イタシ候者之内其原籍ナク亦親族ノ死屍可請取人モ無之分ヲ解剖シ、病源ヲ研究講明爲致度段漏載イ付尙又相同ニ條至急御指揮被下度イ也

明治六年十月三十一日

知事長谷信篤代理

京都府七等出仕 國重正文

右大臣 岩倉具視殿<sup>6)</sup>

これに對し十一月十三日附で「伺之趣聞届候事」と許可されている。

粟田口解剖場の屍體解剖は、恐らくその都度都下の醫師たちに回章を以て豫告し參觀を促したものとと思われる。その果たした啓蒙的效果は可なり高く評價してもいいだろうと思う。従つてこの年十二月三日には、醫師のみならず按摩按腹産婆針灸を業とする者にも參觀を勸奨している。粟田口解剖場がいつまで活用せられたかに就ては記録の微す



べきものがなす。

- 註 (1) 中野操・皇國醫事大年表（昭和十七年）  
(2)(3)(4)(5)(8)(9)(10)(15) 京都府史第一篇政治部衛生類  
(6)(7) 京都療病院新聞第三號（明治六年）  
(11)(12)(13) 京都府立療病院第一次年報  
(14) 田中綠紅・明治文化と明石博高翁（昭和十七年）

## 六 明治七年

療病院では、創立以來管内の醫事を主管していたので、各種の衛生事務にして療病院の檢准を経て實施せらるるものが多かつた。ここにその二、三を擧げておこう。

明治七年一月には、前年十二月の文部省布達第一四五號に據り、醫師の開業廢業轉籍死亡等の異動を各郡區醫業取締を經由して療病院に届けしめた。五月には次の雛形のような死亡届を醫師、戸長連名で療病院に差出させた。

（死亡届雛形）

住所 續柄 氏名（生年月日）

右之者何月何日ヨリ何病ニ罹リ何某ノ施治ヲ受ケ養生罷在候得共終ニ養生不相叶何月何日

死去仕候此段御届申上候 以上

粟田口療病院時代

京都府立醫科大學八十年史

一二四

年月日

戸主 姓 名 印

前文之通相違無御座候依テ奥印仕候 以上

住所町名

醫 姓 名 印

同

戸長 姓 名 印

京都府知事 長 谷 信 篤殿<sup>2)</sup>



醫師番付

また六月には、市醫の開業は従前はただ單に府廳に届出てるのみでよかつたのを改めて、爾今開業を希望するものは府に申請し、療病院にて試験許可の詮議に及ぶべきことが知事から達せられた。次で七月に至り府は次の通り醫師開業試験科目を定めて管内に告示した。

當府本年番外第十四號布告ニ付以後醫業開業ノ者ハ左之通可相心得候

一 解剖學之大意

一 生理學之大意

一 病理學之大意

一 内外科之大意

其他産科眼科整骨科口中科等専ラ一科ヲ修ル者ハ各其局部ノ解剖生理及ヒ手術之試験可致事

右之趣爲心得市中へ無洩相達者也

明治七年七月

京都府知事 長 谷 信 篤<sup>3)</sup>

なお六月には、内務省の布達に従い、流行性病の病名を告示し、今後流行病に罹るものは、醫師患家双方より療病院に届出でしめた。さらに七月になり、醫師に對して、流行病患者を診断することに、病名症候治法を記載し醫業取締を経て療病院に差出すべきことを命じ、「前條之記載ヲ爲ス能ハザルモノハ療病院ニ就テ習學スヘシ」と知事からの布達が出た。

しかし十一月になつて府廳内に醫務掛（明石博高及び鈴木守行）を置き、さらに市郡に醫務取締長（新宮涼民）、同副長（江馬權之助）以下醫務取締、藥物取締、合藥取締、産婆取締を設け、醫事衛生に關する萬般の事務を掌理せしむるようになってからは、療病院が管内の醫事を主管する制度は廢止せられた。

療病院では創立以來の職制として、當直醫、藥局掛、記聞掛及び通辯の四者があつたが、二月七日職制改革を行い、管學事、通辯、助教、當直醫、記聞掛、主器典籍掛、藥局掛及び舎長を置いた。そしてこの人選は、療病院生徒や市中の醫務取締を含めての一般投票（入札）によつてきめたのは興味が深い。即ち次のような資料が残つている。

### 入札

今般當院諸職務別紙之通改正相成人札ヲ以テ更ニ人選致イ儀ニ付現今當院在職之者其他管内居住並ニ寄留ニ至ル迄可然人員ヲ可選事但シ適當之人員不足致候乎或ハ兼務ニ適スル人員有之時ハ兼務ヲ以テ入札致候儀不苦イ

一 人札之儀ハ當院内諸局生徒ニ至リ市中ハ醫務總取締中迄來廿九日切ニ差出シ可申事

一 入札ハ密封致シ入札人ノ姓名ヲ表面ニ書可申事

明治七年一月二十三日

右の入札（選挙投票）によつて當選した陣容を一表にして掲げることとする。<sup>8)</sup>

| 職名         | 氏名                | 月給          |
|------------|-------------------|-------------|
| 外國教師       | ヨンケル              | 金貨五〇〇圓      |
| 管學事兼通辯     | 半井澄               | 七〇圓         |
| 通辯         | 山田文友              | 七〇圓         |
| 助教兼記聞掛     | 柳下士興、渡忠純          | 五〇圓、四〇圓     |
| 當直醫、助教並記聞掛 | 村治重厚              | 五〇圓         |
| 當直醫並主器典籍掛  | 眞島利民              | 四〇圓         |
| 當直醫        | 島成家、安藤精軒、新宮涼介、木下熙 | 三五圓、三〇圓、三〇圓 |
| 主器並典籍掛     | 廣瀬元周、高橋良輔         | 三〇圓、一〇圓     |
| 藥局掛        | 新宮涼湖、里見時三、田中元造    | 三〇圓、二五圓、一〇圓 |
| 舎長         | 原口隆造              | 一〇圓         |

ところが、九月になり新に管醫事を置き、半井澄をして兼務せしめた。九月以後における職員表を掲げると次の通りである。<sup>7)</sup>

|         |                |    |
|---------|----------------|----|
| 外國教師    | 金貨五〇〇圓         | 一  |
| 管學事兼管醫事 | 一〇〇圓           | 一  |
| 通辯      | 七〇圓            | 一  |
| 助教      | 五〇圓、四五圓、二五圓    | 各一 |
| 助教      | 一八圓、一〇圓        | 各一 |
| 當直醫     | 四〇圓 一名、三〇圓 五名  | 六  |
| 庶務取締    | 三〇圓 二名、一五圓 一名  | 三  |
| 主器典籍掛   | 一〇圓            | 一  |
| 醫局詰     | 一五圓、一〇圓        | 各二 |
| 藥局掛     | 三〇圓、二五圓、一五圓、八圓 | 各一 |

療病院の診療に關しては、開院の當初に「療病院治療條則」を制定してこれに據つてきたが、該治療條則はヨンケルの意見を參考として多分に採り入れたものらしく、従つて直譯的臭味濃厚でわが民情に適應合致しがたいような條項もあり、早晚改正を要する運命にあつた。特に本院が府民一般の支持協力による淨財の寄附並に藝娼妓の助費金齎出によつて創立の端緒を作つたにも拘らず、診察料を徴收することは不當であるとして府民の非難が高かつたためであらうか、二月に府では次の通り、貧民に對する施療、診察料は患者の隨意とすること並に藝娼妓に對する終身施療

につらて布告を發してゐる。

一、府下療病院之儀ハ篤志之輩追々出金管内諸人ノ病苦ヲ救ヒ度トノ事ニ付貧窮ノ者ハ兼テ相達候通施藥施療タルヘキ事

一、同斷貧窮人ノ外治療條則第三十一條ニ教師ノ診察ヲ乞フ者ハ診察料初回並ニ爾後四回毎ニ壹圓ツツ可致納金旨有之候處是亦自今相改都テ管内病者診察料ノ儀ハ其者ノ隨意タルヘキ事

一、遊女藝者稼ノモノハ稼中療病院助費金差出候事ニ付是迄稼中ハ施療施藥ニ候處向後稼中ハ勿論稼相止メ候後ト雖モ管下住居中ハ終身施療施藥タルヘキ事

右之通管内ヘ無洩相達スルモノ也

明治七年二月

京都府知事 長谷信篤が

四月に至り療病院治療條則、同生徒規則並に舍則を改正し管内に刊布した。明治五年の治療條則で「入院病者へハ其親戚朋友タリトモ日々來訪ヲ許サズ、一週ノ内一日ノ來訪ハ苦シカラズ」とあつたのを、七年のものでは「入院病者其親戚朋友等來訪ノ節ハ其趣當直醫ニ申達スヘシ」としたのなどは、直譯的規則をわが民情に適應した規則に改めた格好の例であろう。また生徒規則によつて、明治五年には在學期間三年であつたものが、同七年には醫學教授は四年を以て期限とすと改めたことがわかる。また明治五年に一ヶ月金一圓宛だつた學費が、七年には父兄の祿高雇人の數によつて金一圓三十錢から十錢までの八等に分ち、父兄にして雇人なく不動産なきものには學費を免除してゐる。その他彼此對照して時勢の變轉がうかがわれ興味深いものが少くないので、煩を厭わず次に掲げることとした。

## 療病院治療條則

### 第一章 治病ヲ乞フノ順序

第一條 此院ニ來リテ治療ヲ乞フ者ハ先ヅ玄關ニテ當直醫ニ申達スヘシ

但當直醫ノ診察ヲ乞フ者モ右同斷

第二條 當直醫右ノ治療ヲ乞フ者ノ姓名年齢住所職業病症等ヲ一紙ニ記載ス、此紙ヲ「カラケンカルテ」ト謂フ、番號ヲ付シ之

ヲ病者ニ持シメ又同番號ノ鑑札ヲ作り共ニ之ヲ渡シ診察局ニ誘因シ教師ノ診察ヲ受シム

第三條 教師病者ヲ診察シテ其「カラケンカルテ」ニ病狀處方等ヲ記スレハ當直醫之ヲ別紙ニ和譯シ病者或ハ其附添人ニ番號鑑

札ト共ニ之ヲ渡スヘシ

第四條 右ノカルテヲ再ヒ玄關ニテ當直醫ニ渡シ藥ヲ乞ヒ其服法用法攝生等ヲ聞クヘシ、而シテ當直醫ヨリ尙之ヲ詳細ニ記載シテ

渡スヘシ

第五條 右ノ藥價ハ當日玄關出席ノ出納掛エ拂フ可シ

第六條 病者又ハ藥ヲ乞フ者以後來院ノ時ハ初メ渡シ置タル番號ノ鑑札ヲ當直醫ニ指出シ其指圖ヲ受ヘシ

第七條 入院治療ヲ望ム者モ玄關ニテ當直醫ニ申達シ其指圖ヲ受ヘシ

第八條 入院病者ハ入院ノ初メ左ノ第九條ニ掲タル割合ヲ以テ一週間ノ入費ヲ合セテ出納掛ニ渡シ請取證書ヲ受クヘシ

第九條 入院一日ノ雜費金貳―參錢五厘ト相定メ一週間ニ滿タスシテ出院スレバ其殘金ヲ返スヘシ

但シ豫メ本文ノ通定ムルト雖モ時季ニ依リ増減アリ、入院ノ時達スベシ、且藥價ハ本書ノ外タリ

第十條 病者入院中ハ當直醫並ニ當院ノ介抱人ニ申談シ内外諸用尙ヲ達スヘシ

第十一條 入院病者ノ用藥食品等ハ總テ教師及當直醫ノ指圖ヲ受ルコトナレハ其指圖ナキ食物等ハ妄ニ用ユヘカラス

但シ室ニ塗板ヲ掲ケ食物養生法ヲ記ス

第十二條 入院病者其親戚朋友等來訪ノ節ハ其趣當直醫ニ申達スヘシ

第十三條 介抱人ハ院中ニ備エアレバ其入費ヲ別段出スニ及ザルナリ

但シ介抱人ヲ召連レ入院ヲ願フモ苦カラス

### 第二章 教師診察時間

第十四條 教師病者ヲ診察スルハ朝第十時ヨリ第十二時マテヲ限トス、因テ外來患者ノ診察ヲ乞フ者ハ朝第十時迄ニ來院スヘシ、此

時間ヲ過レハ其日ノ診察ヲ止ム、尤大患急症ハ此限ニ非ス何時ニテモ來院苦カラス

第十五條 當院ニ來テ教師ニ診察ヲ乞フ者診察料隨意タル可シ、尤管外ノ者ハ初回ノ診察料トシテ金貳百匹、其後ハ隨意タルヘシ

第十六條 藥料ノ儀ハ其配合物ノ元價ニ高下アレハ豫メ一定セス、故ニ藥ヲ受ルトキニ臨テ出納係ヨリ時々之ヲ申達スヘシ

第十七條 教師ヲ自宅ニ招キ診察ヲ乞ハント欲スル者ハ其由ヲ當直醫ニ申達シ豫メ其容躰ヲ委シク告ク可シ、來院スルコト能ハザル

病症ナレハ往診ス可シ、往診料ハ一回毎ニ二圓金ヲ出納掛エ拂フ可シ

但シ見掛リノ醫者ハ出會スヘシ

第十八條 教師ヲ招キ診察ヲ乞フト雖モ茶煙草盆ノ外響應ニ及ハス、尤モ時菓ヲ出スコトハ病家ノ心ニ委ス可シ

### 第三章 當院休暇

#### 第十九條

日曜日 一月一日ヨリ十日迄

暑中三十日 孝明天皇祭一月三十日

紀元節二月十一日 神武天皇祭四月三日



神嘗祭九月十七日 天長節十一月三日

新嘗祭十一月廿三日

十二月廿五日ヨリ同三十一日迄

右之外臨時休暇ノ日モ當直醫ハ常在ニ在院スルニ付急病或ハ大患アルトキハ何日ニテモ申來ルヘシ、其時宜ニ因リ教師往診スルコトモアルヘシ

### 療病院生徒規則

第一條 此病院ニ於テハ患者治療ノ外ニ醫學本科ヲ教授ス、故ニ其生徒預メ普通ノ學科ヲ修ムヘシ

第二條 本科教授ハ四年ヲ以期限トス、其學科表別ニ之ヲ掲ク

第三條 生徒初學ナル者治療實驗ニ隨ハシメズ

但シ第二年ノ後半期ヨリ治療實驗ニ隨ハシム

第四條 已ニ開業セル醫ニシテ入學ヲ願フモノハ其志願ニ應シテ何レノ學科ニテモ從事セシムヘシ

第五條 新ニ入學スル者ハ已ニ學ヒタル學科ヲ試ミ其力ニ應シテ教師講義或ハ助教講義ヲ受シム

第六條 半年期ノ終リ毎ニ大試問ヲ行ヒ其業ノ度ニ隨テ階級ヲ定ム、若シ進業セザルモノハ次ノ學科ニ移ラシメス

第七條 毎日教師講義助教講義ニ出席スヘシ、必其定刻ヲ違フ可ラズ、若シ遲延スルトキハ講堂ニ入ルヲ許サス

第八條 若シ疾病或ハ事故アリテ出席スルコト能ハザル者ハ其旨ヲ教授掛リニ申達ス可シ、申達必定期ヨリ後ルヘカラス

第九條 病氣或ハ事故アリテ歸省又ハ退學セントスル者ハ願ヒ出許可ヲ受ヘシ

第十條 學務ノ事ハ教師之ヲ指揮スヘシ、勤惰行狀等ハ舍長之ヲ監視シ之ニ違フモノハ其旨ヲ教師ニ通ス可シ、事ニ依リテハ府廳ニ

達シテ處分ヲ受クヘシ

第十一條 若シ規則ヲ犯スモノアレハ或ハ階級ヲ下シ或ハ禁足ヲ命ス、甚シキハ教師ニ議シ府ニ達シテ處分ヲ受クヘシ  
第十二條 入學簡濟ノ上ハ上ノ諸則ヲ遵守スルノ證書ヲ出スヘシ

但シ管外ノ者ハ其所轄府縣ヨリ添書持參當地ニ於テ身元鑑ナル者ヲ證人ニ立ツヘシ

入學願書雛形

何府縣町名村名

華士族平民

何某子弟

正則醫學  
變則醫學

氏

名

干支何歲

右療病院へ入學或ハ入舍奉願上候

以上

年號月

町名村名

華士族平民

證人

氏

名<sup>印</sup>

右之通控トモ三枚療病院へ持參スヘシ

一、入學願濟ノ上左ノ雛形之通美濃紙六ツ切短冊二枚療病院へ持參スヘシ

證

宿所町名村名

華士族平民

何某子弟

一 正則醫學  
變則醫學

氏

干支何歲  
名

右入學被差許候ニ付御規則謹而相守精勵可爲致候也

年號月

證人 肩書

氏

名 印

右證人ハ願書ニ同シ

一、歸省願書ハ證人ヨリ願出スベシ

一、入學ノ節學資金療病院へ差出スヘシ、華士族ハ家祿付不動産ノ有無書、平民ハ雇人ノ員數不動産ノ有無書ヲ入學願書へ相添差出スヘシ

但管外生ハ都テ此書付ヲ出スニ不及

療病院入學式

一、下等

祿廿石以下  
雇四人以下

金二十五錢

一、中等

同廿石以上  
同五人以上

同七十五錢

栗田口療病院時代

一、上等 同二百石以上  
同五十人以上

同 一圓五十錢

但管外生ハ統テ金一圓五十錢

右三等ノ外無祿ノ士族及雇人ナキ平民ニテ不動産アル者ハ十二錢五厘ヲ納ムヘシ、雇人並不動産ナキモノハ納ムルニ及バズ

療病院學資金

一、第八等 祿十石以下 一ヶ月金 十錢  
雇二十人以上

一、第七等 同十石以上 同 二十錢  
同三十人以上

一、第六等 同三十石以上 同 三十錢  
同四十人以上

一、第五等 同百石以上 同 四十錢  
同二百人以上

一、第四等 同二百石以上 同 五十錢  
同三百人以上

一、第三等 同三百石以上 同 六十錢  
同四百人以上

一、第二等 同五百石以上 同 八十錢  
同六百人以上

一、第一等 同千石以上 同 一圓三十錢  
同百五十人以上

但管外生ハ統テ一ヶ月金五十錢

右ノ外無祿ノ士族並ニ雇人ナキ平民ニテ不動産アルモノハ毎月六錢二厘五毛ヲ納ムヘシ、雇人ナク不動産ナキ者ハ納ムルニ及バズ  
一、學資金ハ毎月三日迄ニ納ムヘシ、全月缺席スルモノハ其月ノ二日迄ニ届出レハ納資ニ及バズ、數月出席セサルモ其由ヲ届ケザル

ハ缺納ヲ許サス

京都療病院教師學課年表

第一年

第一半期 解剖學

内外病理治療則 病床實驗

第二半期 解剖學

内外病理治療則 病床實驗

第二年

第三半期 解剖技術

生理學

内外病理治療則 病床實驗

第四半期 解剖技術

生理學

藥物學

内外病理治療則 病床實驗

第三年

第五半期 外科手術學

内外病理治療則 病床實驗

栗田口療病院時代

京都府立醫科大學八十年史

第六半期 眼科講義及手術

內外病理治療則 病床實驗

第四年

第七半期  
第八半期

婦人病論及產科

內外病理治療則 病床實驗

京都療病院教師課業表

明治七年  
西三月

|                           |              |                           |        |                |                                 |          |           |
|---------------------------|--------------|---------------------------|--------|----------------|---------------------------------|----------|-----------|
| 土曜日                       | 金曜日          | 木曜日                       | 水曜日    | 火曜日            | 月曜日                             | 日曜日      |           |
| 解剖學                       | 解剖學          | 解剖學                       | 解剖學    | 解剖學            | 解剖學                             | 休業       | 自第九時至第十一時 |
| 外來病者診察<br>病理學治療學<br>內科及外科 | 外來病者診察<br>外科 | 外來病者診察<br>病理學治療學<br>內科及外科 | 外來病者診察 | 外來病者診察<br>手術講義 | 外來病者診察                          | 休業       | 自第十二時至第二時 |
| 右同斷                       | 右同斷          | 右同斷                       | 右同斷    | 右同斷            | 右同斷<br>施療病者診察<br>院內病者診察<br>リニツキ | 休業<br>藥手 | 自第十二時至第二時 |

## 療病院舎則

- 一、入舎生徒ハ總テ舎長ノ指揮ニ從フ可シ
- 一、午前八時ヨリ午後二時マテ正課ノ時トス、但シ時季ニ隨テ正課時間ヲ伸縮スルトキハ更ニ申達スヘシ
- 一、正課中外出ヲ禁ズ、據ナキ事故アレハ其趣ヲ舎長ニ達シ舎長之ヲ教授掛ニ申達シ許可ヲ受ヘキ事
- 一、午後第三時ヨリ第六時マデヲ以テ運動散步ノ時トス
- 但シ止ヲ得サル事故ニテ時限ヲ過ル時ハ證人ヨリノ證書ヲ請ク歸リ舎長ニ届ク可シ、若シ外宿スル時ハ必ス前以テ證人ヨリ願出許可ヲ請ク可シ
- 一、舎中ニ於テ水茶菓喫烟ノ外總テ飲食ヲ禁ズ
- 但シ病人ハ此限ニ非ス
- 一、舎中ニ於テ放歌等ハ勿論無用ノ書籍ヲ讀ムコトヲ禁ス
- 一、病アリテ日課ヲ缺クモノハ其義舎長ヲ以テ教授ニ申シ達ス可シ
- 一、午後七時後ハ音讀ヲ禁ス、午後十時後ハ寢ニ就ク可シ
- 一、入舎生私ニ病室或ハ藥局等ニ入ルヲ禁ス
- 一、舎中席順ハ其科ノ級ニ準ズ、其級同ジキハ先進後進ノ序ニ因ル
- 一、外人ニ應接スルニハ其義ヲ舎長ニ告ケ而後對談所ニ於テ面スベシ
- 一、舎則ヲ犯シ其他不行跡ノコトアラバ禁足或放逐甚シキニ至テハ監察局懸合ノ上相當ノ罰アル可シ
- 一、舎長ハ生徒ノ勤惰及ヒ火用心ノタメ時々舎中ヲ見廻ルヘシ
- 一、外出セント欲スル者ハ門信ヲ舎長ヨリ受取り門番ヘ渡置キ歸舎ノ時ハ舎長ニ返スヘシ

一、毎朝正課ヲ始ムル定刻十五分前ニ講堂ニ昇ルベシ<sup>9)</sup>

次に事務的事項について記せば、三月に職員の旅費日當表が定められ、四月には生徒に貸出すところの書籍に對して從來は一カ月の損料として、原書は元價の二十分の一、譯書は元價の四十分の一を徴收していたのを、爾今原書譯書共に元價の三十分の一を徴收することに改められた。<sup>11)</sup> また療病院創設にあたり願成寺住職與謝野禮巖、慈照寺住職佐佐間雲巖、禪林寺前住職東山天華ら四十五人府廳の趣意を體し同心協力募財勸奨に努めたために衆庶競うて金穀等を獻じ病院の建設を大いに推進することができたので、四月、府では其の功勞を褒賞し、内務省の允許を経て、金五圓乃至金六拾五錢まで、合計金九拾九圓七拾五錢也を賞賜した。次で六月には創設の資金を寄附した府民に對し大藏省の稟准を経て次の通り賞典を行つた。<sup>12)</sup>

一金拾圓以上百圓マデ

木盃一箇宛(五一五人)

一金百圓以上六百圓マデ

銀盃一箇宛(六〇人)

一金七百圓以上二千圓マデ

銀盃三組一箇宛(四人)

十月、外國教師及び當直醫の管内管外往診料を定めた。それによると

管内往診料(教師)

一里以内

金二圓

一里以上二里迄

金四圓

二里以上每一里金二圓ヲ増ス



但教師而已食事或ハ駕籠等之入費ハ病家ヨリ其現費ヲ出スヘシ

管内往診料（當直醫）

十町以内

金二十五錢

十町以上一里迄

金五十錢

一里以上二里迄

金一圓

二里以上三里迄

金三圓

三里以上每一里金七十五錢ヲ増ス

右之通相定ルト雖モ貧窮之病者ハ往診料隨意タルヘシ

管外往診料（教師）

一里以上二里迄

金八圓

二里以上每一里金二圓ヲ増ス

但教師而已食事或ハ駕籠等之入費ハ病家ヨリ其現入費ヲ出スヘシ

管外往診料（當直醫）

一里以上二里迄

金一圓五十錢

二里以上三里迄

金四圓五十錢

三里以上每一里金一圓ヲ増ス<sup>13)</sup>

次に學事について記しておきたいのは、四月に教師ヨンケルが一週二回の講筵を設けて、チフス、タイフオイドの如き惡性熱病の豫防法並に治療法を府下の開業醫に講義したこと、同じく四月にヨンケル講述の天然痘種痘二説を、

また七月にヨンケル講述の流行病豫防法を翻譯して管内に頒布したことである。  
 明治七年の療病院患者統計は次の通りである。<sup>14)</sup>

| 病 類 別   | 外來患者 | 入院患者 |
|---------|------|------|
| 流行病及地方病 | 五一   | 五    |
| 全身病     | 八三   | 一    |
| 血行器病    | 四三   |      |
| 神經系病    | 一〇二  | 二    |
| 呼吸器病    | 一〇一  | 五    |
| 消化器病    | 二五一  | 五    |
| 泌尿生殖器病  | 四六   | 五    |
| 皮膚病     | 一三八  | 九    |
| 外科的     | 一六二  | 二四   |
| 眼病      | 一二三  | 一二   |
| 耳病      | 三七   |      |
| 小兒病     | 一五   |      |

|   |       |   |    |
|---|-------|---|----|
|   | 未     | 定 |    |
| 計 |       |   | 四〇 |
|   | 一、一九二 |   | 一  |
|   |       |   | 六九 |

註 (1)(2)(3)(4)(6)(8)(12) 京都府史第一編政治部衛生類

(5) 京都市醫師會五十年史(昭和十八年)

(7)(10)(11)(14) 京都府立療病院第一次年報

(9) 療病院治療條則、生徒條則、舍則(明治七年)

## 七 明 治 八 年

粟田口青蓮院内の府立療病院は、歲月の經過と共に漸次隆昌に赴き、今や施設の不備規模の狹隘は如何ともしがたく、新たに土地を相して近代的病院施設を整えて府民の支持信頼に應える必要が痛感されるに至つた。そこで前年十月、京都府では上京區第十二組梶井町元日光宮里坊、二條、正親町の三舊邸を借りうけて本院並に醫學校を新築することを議決し、この年四月には早くも地ならし工事を始めた。市民はこれを運砂運砂モデと稱し、男女扮装をこらして競うて勞力奉仕に出動したのであつた。菊地三溪著西京傳新記(明治十年)第四編に「療病院運砂」の項があり、その一節を抄出すると、

今茲明治八年四月、建<sub>テ</sub>醫院于上京第十二區御車道九軒街上其五日以至<sub>テ</sub>第十六日、凡十日間都人群集爭<sub>ニ</sub>運<sub>ニ</sub>轉<sub>ニ</sub>土砂<sub>ニ</sub>以助<sub>ニ</sub>其役<sub>一</sub>、於是各區競<sub>レ</sub>新<sub>レ</sub>每<sub>レ</sub>戸<sub>レ</sub>闢<sub>レ</sub>、擁<sub>レ</sub>輿<sub>レ</sub>、鑄<sub>レ</sub>男子而女姓者焉、女子而擬<sub>ニ</sub>男兒<sub>一</sub>者有焉、舞踏歌呼、一口相唱曰 善哉<sub>、</sub>善哉<sub>、</sub>理也<sub>、</sub>卒<sub>レ</sub>登理也卒<sub>レ</sub>登<sub>レ</sub>（中略）

運砂之第二日、療病院教師<sub>コシヤク</sub>永克氏與<sub>ニ</sub>司藥局教師<sub>一</sub>某<sub>一</sub>來觀、相俱嗟稱曰、壯哉觀也、如<sub>レ</sub>斯繁華富庶不<sub>レ</sub>讓<sub>ニ</sub>歐洲<sub>一</sub>學校病院建築落成祝賀之時、而今來<sub>ニ</sub>于日本<sub>一</sub>京都<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>圖<sub>レ</sub>見<sub>ニ</sub>此盛舉<sub>一</sub>、唯斯一事可<sub>レ</sub>以下<sub>ニ</sub>病院異日之盛業<sub>一</sub>也、外人嗟稱既<sub>レ</sub>已有<sub>ニ</sub>如<sub>レ</sub>斯者<sub>一</sub>、宜矣都人誇詡以爲<sub>ニ</sub>絕世壯觀<sub>一</sub>也邪。

五月、丹波國船井郡園部町に療病院の出張診療所を設け、園部療病支院と稱したが數月にして廢した。七月には洛東南禪寺方丈に假癲狂院を設け本院の附屬となした。その詳細は章を改めて記述する。

教師<sub>ヨシケル</sub>の傭入期間は、九月廿六日を以て滿限となるので、半井澄、山田文友以下病院職員連署して府當局に教師更迭のことを情願した。しかし適當な後任が定まらないので、九月十五日、契約を新たにして更に引續き半力年間繼續することとした。

明治八年の療病院職制、月給並に定員は次表の通りである。

|         |          |    |
|---------|----------|----|
| 外國教師    | 金貨五百圓    | 一人 |
| 醫學事兼管醫事 | 一〇〇圓     | 一人 |
| 管學事     | 一〇〇圓、七〇圓 | 二人 |
| 通辦      | 七〇圓      | 一人 |

明治八年の外來及入院患者數は次の通りである。<sup>4)</sup>

| 病類別     | 外來患者 | 入院患者 |
|---------|------|------|
| 流行病及地方病 | 三七   | 四    |
| 全身病     | 一五七  |      |

|        |                  |    |
|--------|------------------|----|
| 當直醫    | 五五圓一、四〇圓一、三〇圓三   | 五人 |
| 助教     | 五〇圓一、三五圓一、二〇圓一   | 三人 |
| 解剖科教授副 | 三〇圓              | 一人 |
| 助教補    | 一五圓、一〇圓          | 二人 |
| 句讀師    | 五圓               | 一人 |
| 看頭     | 五圓               | 二人 |
| 主器掛    | 一〇圓              | 一人 |
| 醫局詰    | 一五圓三、一二圓二、一〇圓一   | 六人 |
| 藥局掛    | 二五圓一、一五圓一、八圓一    | 三人 |
| 事務員    | 一四〇圓、三〇圓、二五圓、二〇圓 | 六人 |
| 書記     | 一〇圓、八圓           | 五人 |

栗田口療病院時代

|       |    |     |    |     |    |     |      |        |        |      |      |      |      |
|-------|----|-----|----|-----|----|-----|------|--------|--------|------|------|------|------|
| 計     | 無病 | 未定  | 中毒 | 小兒病 | 耳病 | 眼病  | 外科的病 | 皮膚病的徵毒 | 泌尿生殖器病 | 消化器病 | 呼吸器病 | 神經系病 | 血行器病 |
|       | 二  | 一〇八 | 一  | 一九  | 五三 | 一八三 | 一九一  | 二二三    | 七一     | 三六三  | 二一七  | 八六   | 二二   |
| 一、七二三 |    |     |    |     |    |     |      |        |        |      |      |      |      |
|       |    | 六   |    |     |    | 五   | 二三   | 一      | 三      | 四    | 二    | 二    | 一    |
| 六一    |    |     |    |     |    |     |      |        |        |      |      |      |      |

註 (1) 菊地三溪・西京傳新記(明治十年)

- (2) 京都府立醫學専門學校沿革略史(明治四十一年)  
 (3)(4) 京都府立療病院第一次年報

## 八 癲 狂 院

明治八年に至り京都府では、精神病院設置の議が起つた。そこで参事榎村正直は、醫務係鈴木守行、療病院係明石博高、李家隆彦らに命じてこれに参画せしめた。洛東禪林寺の前管長東山天華(文久三年—明治十四年)は、明石博高と従來か

ら親しい關係があり、府の計画を聞くや卒先して資金募集に挺身し大に功勞があつた。初代の癲狂院々長眞島利民も「篤志之東山氏有りて後ち此院始て開かる矣」と天華の功績を銘記している。

かくて愛宕郡第二組南禪寺村南禪寺方丈を借りて假癲狂院を置くこととなり、府ではこれを京都府療病院の管理に屬せしめ、當直醫の眞島利民(天保十一年—明治十九年)を院長とし、神戸文哉、三上天民を醫員に任命した。天華もまた明治十二年の歳末まで四カ年半にわたり癲狂院掛(月給八圓)を申



東 山 天 華

付けられ事務一般を擔任した。

明治八年七月二十五日、癲狂院の開業式が行われたが、府ではこれに先立ち布達第三二五號を以て、次のような設立趣意書と癲狂院規則並に同治療條則を公示した。これは實に我が邦最初の公立精神病院であつた。

癡狂ノ病タル世俗從來神佛ノ崇リ或ハ狐狸ノ所爲ト誤リ、乙訓郡下久世村大日堂并愛宕郡北岩倉村大雲寺觀音ニ平癒ヲ祈願シ朝暮參詣ノ爲メ若干ノ入費ヲ出シ、或ハ其實費人ニ非ルモ看護ノ煩キヲ避シ爲メ是レヲ他所ニ依托スル等舊來ノ弊習ト謂ヘシ、而シテ其患著ヲ迎スルヤ最殘酷ニシテ、甚キハ四肢ヲ縛リ或ハ極寒中ト雖モ飛泉ニ浴セシメ、又ハ池中ニ擠シ倍病ヒヲ募ラシメ、左ナキモ驚怖壓抑シテ制路ヲ得ル者トシ或ハ大氣ノ通暢ナラサル處ニ籠居セシメ身體衰弱シテ生力ヲ減殺スル比々如此醫道ニ治スト雖モ天賦銳敏ノ質變シテ痴鈍トナリ治後長生ヲ得ル事稀ナルハ實ニ歎スヘキノ至リナラスヤ、抑狂病ノ原因タル最初悲哀驚怒スヘキ事アリテ大ニ精神ニ感動シ終ニ腦病トナリ發スル者ニシテ、其原因ノ在ル處更ニ更ニコレヲ蟬脫忘念スルコト能ハス、是ヲ治スル漸ヲ以テスルニ非レハ遽ニ其平癒ヲ望ムヘカラス、故ニ之ヲ治スルハ其精神ヲ變亂セシムル病因ヲ避ケ靜淑閑雅ニシテ大氣通暢ノ地ヲ撰ミ庭園ヲ廣大ニシ此ニ散步セシメ或ハ動靜ニ應ジ適意ニ接迎シ或ハ滴水法ヲ用ヒ醫療ヲ施シ藥劑ヲ與ヘ專ラ精神ヲ鎮メ安靜ナラシムレバ大ニ顛狂ノ治ヲ助クヘキカ、蓋シ此病ハ獨リ醫藥ノ專ラ治スヘキニ非ス、違常ノ感應ヲシテ順調セシムルノ策ヲ良トスル者ニテ素ヨリ此レ一ノ疾病ナリ、疾病ニハ醫アリテ藥劑治療ノ術アリ何ゾ其道ヲ失シ神佛ヲ祈リ驗ヲ得ルノ理アラシヤ、顧フニ富家ハ入費ヲ厭フナシト雖モ晝夜ノ看護或ハ寸時ノ怠リナキヲ保セス、其他ニ至ツテハ素ヨリ看護ノ達スヘキニ非ス、終ニ闕出シテ自他ノ分別ナク心ニ欲スル物品ヲ持去リ竊取シ又ハ川池ニ沈溺シ自死シ甚シキハ人ヲ殺傷シ或ハ火ヲ放ツ等ノ事ヲ生シ、其身法律ヲ冒ス而已ナラス延テ親屬ニ及フ、恐ルヘク將タ惘然ニ堪ヘサルナリ、故ニ此度愛宕郡南禪寺方丈ヲ以テ假ニ癡狂院トシ療病院是ヲ管理シ歐洲癡狂院ノ法ヲ折衷シ以テ狂人ヲ入院セシメ其治療ニ力ヲ致サントス、其人費ノ如キハ減省ヲ專ラニシ民情ヲ酌量シ別紙規則ヲ以テ接迎治療スヘシ、一般能ク此意ヲ認メ狂者アラハ速ニ此ニ入院セシメ本性全良ノ人ニ復セシメ萬物ノ長タル最靈貴重ノ本分ヲ盡サシメン事ヲ希望ス

明治八年七月

(別紙)



## 癲狂院規則

- 第一條 看護人ハ勿論其他ノ者ト雖一々醫員ノ指揮ヲ受クベシ、臆斷ニテ患者ヲ取扱フコトヲ禁ス
- 第二條 患者ノ義ハ看護人晝夜懈怠ナク注意スヘシ
- 第三條 看護人ハ交代毎トニ患者ノ病症其養生方ヲ醫師ヨリ受ケ懇ニ患者ヲ取扱ヘシ
- 第四條 看護人其患者ノ室ヲ離レ妄ニ他ノ室ヘ入ルコトヲ禁ス
- 第五條 毎朝六時ニ看護人患者ノ各病室ヲ掃除シ患者ニ手水ヲ執ラシムヘシ
- 第六條 患者歩行運動ノ節ハ不都合コレナキ様看護人特ニ注意スヘシ
- 第七條 患者濯水等ハ其容體ニヨリテ醫師ヨリ差圖スヘシ
- 第八條 醫師ノ指揮ニ從ヒ患者ノ入浴ヲ許ス者ハ土曜日毎ニ入浴セシムヘシ
- 第九條 患者ノ親族等來訪フトキハ先ツ事務掛ヘ申達スベシ、若シ食物類ヲ持參スルトキハ醫員検査ノ上其佳否ヲ告示スヘシ
- 第十條 賄方ヨリ出ス食物ハ精密ニ検査シ聊モ腐敗ニ傾クモノハ一切供スベカラス
- 第十一條 三次食事ノ節ハ鐘ヲ打ツベシ、賄方直チニ各室ヘ食物ヲ運フヘシ
- 第十二條 院中出入ノ者ニハ兼テ印鑑相渡置クヘシ、無印鑑ニテ出入ヲ許サス
- 第十三條 院中出入ノ義ハ午前第五時ヨリ午後第八時迄ニ限ルヘシ  
但シ無據深更ニ出入スルトキハ印鑑ヲ改メ事務掛ノ指揮ヲ受クヘシ
- 第十四條 院中諸人用品物等ノ出入局々ニ於テ日記シ月末院中諸局立會相互ニ検査シ不都合コレナキ様致スヘシ、日々院中掛リノ勤  
怠ハ事務掛之ヲ管ス
- 第十五條 患者ノ症緩ナル者ハ養生ノ爲メニ是迄手馴タル職業ヲ爲サシムルコトアルヘシ

但右事業ニヨリ入院ノ入費ヲ省クコトアルヘシ

癲狂院治療條則

治療ヲ乞フノ順序

第一條 此院ニ來リテ治療ヲ乞フ者ハ先ツ事務掛ニ申達シ事務掛ハ其住所姓名年齢族籍職業ヲ帳簿ニ記載シ醫局ニ達スヘシ

第二條 醫師患者ヲ診察シ適當ノ室ニ入ラシメ事務掛ハ番號鑑札ヲ認メ其附添人ニ渡スヘシ

第三條 患者入院ノ法ハ則七等之配分ヲ以テス、養生ハ七等ノ席ニ所シ病一愈スレハ六等之席ニ所シ二愈スレハ五等之席ニ所シ三四

五六愈シ壹等ニ所スルヲ得ハ平愈出院セシム

第四條 患者ニハ看病人ヲ附置クト雖別ニ介抱人ヲ附添ンコトヲ欲スル者ハ事務掛ノ許可ヲ受クヘシ

但此介抱人ハ自費タルヘシ

第五條 患者ハ直ニ入院スヘシト雖時宜ニヨリ一回往診スルコトアルヘシ

第六條 入院一日ノ食料二等ニ分テ上等ハ金拾三錢、下等ハ拾壹錢ト定ム

但シ右ノ内ヲ以テ炭油並ニ介抱人ノ給料入浴等ノ諸費ヲ辨用スルナリ

第七條 患者ノ衣類藥價ハ其本籍親族或ハ朋友ヨリ供スヘシ

但藥價ハ病症ニヨリ一定ナラサルガ故ニ月末勘定書ヲ示スヘシ

第八條 毎朝七時醫師各病室ヲ見廻患者ヲ診スヘシ

第九條 入院ノ患者診察料ハ隨意タルヘシ

但シ管外ノ患者ハ一名一ヶ月金五拾錢ト定ム此診察料ハ入院ノ時納ムヘシ、一ヶ月ニ滿スシテ入院スル者ハ日割ヲ以テ返還スヘシ

第十條 入院費額ハ一周間ノ費用代價ヲ入院當日出納掛ニ先入スヘシ、已後一周間毎ニ同斷ノ事

但一周間ノ内退院スレハ其殘金ヲ返スヘシ

第十一條 患者入院前後共當院掛リ看護人等エ謝物心付ケ等一切嚴禁タリ

療病院教師ヨンケルの説をいれて、この癲狂院には護體室というのが設けられた。これは狂者自ら身體を四圍の壁に撃突して毀傷するものがあるので、それを防ぐために彈力膠エラスチカゴムを以て四壁を被覆した室である。當時膠質高價であつたが、西紫竹在の素封家益井元右衛門の淨財寄附によつて護體室ができたという。

明治九年十二月、癲狂院醫員神戸文哉は英國ヘンリー・モウドスレーの著述した精神病理學書を譯し「精神病約説」と題し上中下三卷を癲狂院藏版として刊行した。これは實にわが國精神病學の專書の權輿である。

翌十年二月、明治天皇御西下に際し、有栖川宮一品熾仁親王を代理として當院に差遣し、金二十五圓を下賜す。

同十一年三月廿三日、療病院長半井澄を以て癲狂院長を兼務せしめた。

癲狂院入院患者は、明治八年八二名、九年一三二名、十年一五二名、十一年二〇三名、十二年二三三名、十三年二六八名、十四年一六三名で、大體漸増の傾向を示し、次第に隆昌に赴いたが、元來當院の經理は特志家の寄附によつて賄つていたので、終に收支相償わず惜しくも開設以來七年目の明治十五年十月廢止の運命に陥つた。

廢止と同時に棚橋元章は、府に請うて、醫療器具や構築物調度一切を譲り受け、禪林寺（永觀堂）境内に私立癲狂院を設立し、早くも是歲十月十日に開業式を舉げた。最初李家隆彦を推して院長としたが、十九年李家辭し高松彝之れに代つた。これが後ち淨土寺町に移つた川越病院の前身である。

因に癲狂院に關する明治十二年度の經理事項を附記しておく。

京都府立醫科大學八十年史

醫 員

院 長 (兼務)

半 井 澄

醫 局 詰

月給十五圓

高 松 彝

同

月給十五圓

北 島 剛 三

同

月給 八圓

三 上 天 民

歲 入

謝 金

四六五圓五八錢

藥 種 代

三三八圓九七錢

寄 附

八一二圓三一錢

計

一、六一六圓八六錢

歲 出

給 料

一、一六五圓〇六錢

藥 種 代

三三八圓九七錢

器 具 書 籍

一三圓五〇錢

築 造 費

六二四圓一九錢

薪 炭 油

一六四圓七八錢

雜 費

六〇四圓四五錢

計

二、九一〇圓九五錢<sub>7</sub>

註

- (1) 神戸文哉・精神病約説（明治九年）
- (2) 土屋榮吉・東山天華翁と其事蹟（昭和十六年、醫譚第十一號）
- (3)(5) 京都府立療病院第一次年報
- (4) 普陀落山人・京都醫事衛生懷舊談（明治二十七年、京都醫事衛生誌第四號）
- (6) 療病院雜誌第十四號（明治十三年）
- (7) 山崎文書

九 明 治 九 年



*C. G. van Mansvelt*

マンスヘルトと其筆蹟

三月教師ヨンケルを解備し、新たに三カ年の契約を以て和蘭醫師マンスヘルト C. G. van Mansvelt を傭入れて療病院教師とした。獨逸人醫師ヨンケルが性格傲慢不遜にして、文化なお幼稚な日本人を侮蔑すること甚しかつたのに懲りて、獨逸語を以て醫學を教授し得る和蘭人醫師を招聘したいという希望が病院職員の間にも翕然として起つたので、管醫事半井澄は、長崎精得館遊學時代の學友であり今内務省衛生局長たる長與專齋に全權を委ねて教師の人選を依頼した。そこで長與專齋が長崎時代の舊師マンスヘル

トを推薦したのであると云ふ。

(備考)

ヨンケル、正しくは Junker von Langegg である。獨逸に生まれたがのち英國に歸化しロンドンの産婦人科學會會員となる。療病院着任後は教授に不熱心、患者に横柄、醫員學生に對して傲岸、「馬鹿」とどなるのは彼の常套語であつたとして頗る不評判で病院も日に淋れていつた。しかし多趣味で、繪をよくし日本の文物に對する愛着と理解ももつていた。Wackerstein の大日本書史にあげた彼の日本に關する著述は次の通りである。

1. Alte japanische Dramen. (Magazin für die Literatur des In- und Auslandes, 1883, Leipzig)
2. Fu-sō Cha-Wa (扶桑茶話) Japanische Theeengeschichten. Eine Sammlung Volks- und Geschichtlicher Sagen, Legenden und Märchen der Japaner. 1884, Wien.
3. Thee und Theegebräuche in Japan. (Humboldt, 1886, Stuttgart)
4. Ueber japanische Malerei. (Gegenwart, 1887, Berlin)
5. Zwergbaume (Hachi-no Ki), Ein japanisches Drama aus dem XVII Jahrhundert. (Magazin für die Literatur des In- und Auslandes, 1889, Leipzig)
6. Midzuno-gusa. (瑞穂草) Sagenbringende Keimeln. Nationalroman und Schilderungen aus Japan. 1890, Leipzig.

五月二十七日療病院に院長を置き、半井澄を以て初代院長となした。これは「既に病院として獨立の形態を具する以上は先づ統領たるべき院長を置かざるべからず」としたマンスヘルトの勸告にもとづき實現したものである。

京都府では、五月二十二日假中學校内に醫學豫科學校を設け、療病院の所管とした。醫學志願の者は、先づ本校に

入り所定の學科を修業せしめることにし、六月三日その教則を布達した。修學年限は三カ年、一月より七月までを前期、九月より十二月までを後半期とし、學課は數學、理學、化學、三有學、獨逸語及び羅旬語の六科で、教師はリユドルフ・レーマンであつた。

蓋しヨンケルの時代には、教授といつても一定の章程も設けずしてただ漫然と二年も三年もかかつて、解剖學や產科學を講義していたわけで、醫學における系統だつた基礎的知識も秩序だつた専門的知識も共に全く與えられなかつたといつていいのである。マンスヘルトは療病院に着任してすぐにこの狀況を洞察し改善の策に乗り出した。それは全く、彼がかつてボードインのあとをうけて長崎精得館の教師となり、明治元年これを長崎醫學校と改稱せしむるに至つた往年の日本の醫生の不幸な境遇を再び眼前に見たからに他ならなかつた。精得館における彼の心境を、長與專齋は次のように記してゐる。

今此颯風を一新して學校の體裁を整へんには先づ學制の根柢より革新して本館の基礎を定むべし。抑も教育上最緊要なるは學科の順序を逐ふにあり。就中醫學の如きは理化、解剖、生理、病理と順次に聯絡したるものにして解剖を知らざれば生理を解せず、生理を解せざれば病理を明かならしむること能はず、病理病因明かならずしていかでか治療に手を下し得べき。腹藏なく余が意見を打明け申さんには、凡べて日本の學生はいまだ醫學生たるの資格を具へざるものなり。理學化學はさらなり算數の事さへ心得たるもの稀なれば、此の人々に對して醫學を講習するは幾んど無益の業なり。殊に本館に出入する老書生の如きは進退常なく只時々病院に來りて處方箋を寫し取り投劑の末技を見覺ゆるを以て目的となすもの如し。一回の講義を缺きてさへ連鎖の一環を斷ちたるが如く學緒の收拾に苦しむものなるに、一月半年の水きに缺席し時々講筵に列したればとて果して何の理會する所かあるべき。今本館の基礎を定むるには、先づ醫學を修得すべき資格ある學生を得て規則正しく一定の課程を踐行せしめ眞成の醫師を養成するの手段を取らざるべ

からず。されど今日本にては科學の素養を享くべき途なければ、新たに青年の生徒を募りて此等の豫備學より教授せずばあるべからず。然るに余一人にては此豫備教育をも擔當し得べきにあらず、少くとも今一名の教師を加へ豫科本科の教場を各別に設け、豫科教場にては算數理化動植物學の課程を定めて之を授け、其業を卒はり本科を理會するの資格備はりたる後之を本科の教場に移し解部以上の科目を順次に修めしむべし。而して一方學生に對しては更に嚴重なる規律を設け學期の間は如何なる事情あるも歸省旅行を許さず、犯すものあらば再び入學を得せしむべからず。放逸なる生徒は成業の見込なきのみならず他の風儀をも紊るものなり、斯く一端規則を定めたらんには一毫も假借することなく堅く守りて鐵壁の如くなるべし。今日の如く學科に章程なく學生に規律なからんには幾十年講習の勞を積みたればとて其効ある事なし。目下の弊風の如きは畢竟學制の定まらざるが故にして單に世の騷擾にのみ件ひたるにはあらざるべしとて反覆丁寧二時間餘も説示されぬ。

ところで、半井澄の追憶によれば、マンスヘルト招聘の始めにあたり和蘭語を排し獨逸語を以て教授せられたいという病院側の希望があることを彼は着任前すでに洩れきいていたので甚だしく自尊心を傷けられ、内心頗る穩かでないかつた。そこで神戸港頭に出迎えた半井に對し劈頭第一詰問の矢を放ち

「余は獨逸語を以て教授すべきなりと聞く果して然るか」と、蘭語を以て問ひぬ。蓋し彼は長崎に來りてヘールツ（舍密局教師）の私信に接し既に事の由を知り居たるなり。余は獨逸語を以て「然り」と答へり。彼本來獨逸語を解し居れるも特に知らざるまねして終始自國語を以て談じ、余も知らず識らず釣り込まれて竟に蘭語を以て應接するに至りしこそ笑止なれ。

かくして着任の翌日府廳に於て參事國重正文より改めて獨逸語を以て教授するの件を申出でたが、マンスヘルトは鐵袖一觸「余は獨語にては僅に唯日常の俗語を辨ずるのみ、彼の高尚なる學術上の用語に至りては毫も之を解せず」



としてはねつけた。しかし在職中徹頭徹尾蘭語を以て終始一貫したという彼が、醫學豫科學校の開設にあたり、なぜ獨逸語の學修を認めて和蘭語の學修をあくまで主張しなかつたのかという点については遂に不可解とせねばならぬ。

先きに弘布せられた驅徽規則に準據し、京都府では下京區第二十組建仁寺内福聚院に假驅徽院を設け、療病院當直醫を以て主任醫に充てることとし、九月十一日開院式を舉げたが、その詳細は章を改めて記載したい。

本年度職員表では、マンズヘルトの月給が四百圓であること、院長と編輯係の職名ができたことが注目に値する。編輯係は前年二月管學事に就任した神戸文哉のことであり、前年以來の月給百圓の管學事は獨逸より歸朝した萩原三圭である。明治九年の職制次の通りである。

|       |      |      |     |                             |             |       |     |
|-------|------|------|-----|-----------------------------|-------------|-------|-----|
| 外國教師  | 院長   | 管學事  | 編輯係 | 當直醫                         | 助教          | 解剖科教授 | 助教  |
| 金貨四百圓 | 一〇〇圓 | 一〇〇圓 | 七〇圓 | 七〇圓、<br>三五圓、<br>三五圓、<br>三五圓 | 三五圓、<br>一五圓 | 三〇圓   | 一〇圓 |
| 一人    | 一人   | 一人   | 一人  | 五人                          | 二人          | 一人    | 一人  |

|          |                |    |
|----------|----------------|----|
| 主器係      | 二〇圓            | 一人 |
| 醫局詰      | 二〇圓一、一五圓三、一〇圓三 | 七人 |
| 藥局係      | 二五圓、一五圓、一〇圓、五圓 | 四人 |
| 生徒取締兼典籍係 | 五圓             | 一人 |

明治九年の外來及入院患者數は左表の通りで、この統計は、ヨンケルによつて聲望のおちた療病院の評判が、マン  
スヘルトの着任によつて俄然回復してきたことを如實に示している。<sup>6)</sup>

| 病類別     | 外來患者 | 入院患者 |
|---------|------|------|
| 流行病及地方病 | 四二   | 六    |
| 全身病     | 二九二  | 一六   |
| 血行器病    | 四九   | 四    |
| 神經系病    | 二五六  | 六    |
| 呼吸器病    | 三五四  | 一六   |
| 消化器病    | 三五五  | 二一   |
| 泌尿生殖器病  | 一一五  | 一〇   |
| 皮膚病     | 三〇〇  | 一八   |

|          |     |    |         |         |         |    |
|----------|-----|----|---------|---------|---------|----|
| 外科的<br>病 | 眼病  | 耳病 | 小兒<br>病 | 中毒<br>病 | 未定<br>病 | 無病 |
| 五四一      | 三三五 | 八一 | 九       | 一〇      | 二五五     | 二四 |
| 五〇       | 七   |    |         |         |         | 一  |

註

- (1)(3)(6) 半井澄・懷舊談（明治二十八年、京都醫事衛生誌）
- (2) 藤代頑蟬・獨逸譯忠臣藏（大正三年、史的研究）
- (4) 明治九年京都府布達要約
- (5) 長與專齋・松香私志（明治三十五年）
- (7)(8) 京都府立療病院第一次年報

十療病館と驅黴院

明治三年七月、祇園神幸道の南側に貸座敷業者が協同出資して療病館というものを設け、藝娼妓の黴毒に對する豫

防並に治療を計ることにした。これは京都の先覺者明石博高が、祇園一力樓主杉浦治郎右衛門らに對し懇々として社會公衆のために驅徽に盡力することを力説勸告して實現するに至つたものであり、東京、大阪、京都の三都の中で最も早くかかる社會衛生的施策が實施せられた點に於て、わが國の豫防醫學史上特筆すべき事件である。

粟田口青蓮院内に府立療病院が創設されてからは、療病館を療病院の所轄に移した。明治六年七月九日文部省は布達第百號を以て各府縣管内に設立の病院につき調査報告を命じたが、それに對する京都府の答申が出ている。

京都府下療病院所轄

下京第十五區 療病館

下京第十五區之儀ハ遊女屋渡世御免ノ地ニ候處、賣婦ノ儀ハ梅毒症相煩候者不少、其療法不行届ヨリ其身廢疾ニ陥リ候而已ナラス、來客へ傳染諸人愁苦ノ媒ト相成甚浩歎ノ至ニ付、有志ノ者申合府廳聞濟ノ上去明治三年庚午七月ヨリ設建候

但シ當時療病院所轄ニ相成候 尤最前設立ノ姿ニ異リ候處無之候

一、入費ハ當區小學校爲永續會社取結候仕法ノ内救助手當金ヲ資本ニ仕其餘有志ノ寄附金ヲ以保續ノ法相設候

一、壹ケ年入費凡三百六十圓

一、事務取扱方姓名

當區正副區長

區内戸長 中

一、醫員姓名

新宮涼民

右何レモ有志ヲ以テ出頭ニ付無給料之事

一、患者員數 明治六年一月ヨリ  
同 七月中

明治六年八月<sup>2)</sup>

即ちこの文書によつて、明治六年には療病館では藝娼妓のみならず一般の患者をも診療していたことがわかる。しかし次に添えられた「療病館規則」によつて、同館本来の使命はやはり創設當時と毫もかわりのないことが知られ

粟田口療病院時代

新宮 凉閣  
美藤 龜造  
田中 玄良  
田中 貞吉  
渡邊 宗榮  
土山 武邦  
小森 順貞  
小笠原 孟政

男 八十七人  
女 五十五人  
小兒 十八人  
總計 百六十人  
以上

120。

### 療病館規則

一、遊女商賣ノ者申談時々遊女疾病ノ有無取調診察請サセ醫師ノ指揮ヲ以テ治療萬端爲相守ノ事  
但毎日世話方出頭俗事可取行事

一、遊女驅黴療法ハ當所ニテ治療可相請答ニ候得共若シ信仰ニ由テ他醫ニ治療相願ハ者ハ其醫師住所姓名並ニ容狀書差出可申ハ且又  
他醫ニ診察受度者ハ此方ヨリ紹介可致事

一、梅毒ハ勿論諸病重症ノ瘡療病館ニテ養生致度節ハ萬事手賄ノ事

但シ身薄難及其儀者ハ此方ニテ介抱萬端取計可致事

一、組内小前ノ者重症相煩ヒ步行難致節ハ醫師出張診察可致イ事

一、定日種痘施行ノ事

一、當區ノ饑ハ諸人輻湊之地ニ付自然差當リ急症相發イ者有之節ハ不取敢治療致遣可申事

上記の如く、療病館での診察は開業醫の有志が交代で擔當してきたのであるが、明治七年三月二十三日からは療病院の當直醫を毎日同館へ出張診察せしめることにした。

さて内務省では、明治九年四月五日乙第四十五號を以て「傳染病の最酷廉なるものは黴毒より甚しきものは無之其禍源は専ら娼妓の賣淫に起因するを以て娼妓貸座敷差許しある場所は必ず検査方法及び取締の周到を期すべし」と、いわゆる花柳病防遏の布達を發したので、京都府は療病院の意見を徴した。療病院では當直醫の木下鯉が主任となつ

て大要左のような答申案を作つて府當局に差出した。

- 一、梅毒病毒ヲ設ケ娼妓ヲ検査シ其毒アルモノヲシテ入院セシメ治療ヲ施スヘシ
- 一、検査ハ一週間ニ必ス一回之ヲ受ケケシムヘシ
- 一、娼妓アル地ヘハ醫員出張シ或ハ便宜ニ由テ二三ヶ所合併シテ検査シ病アル者ハ梅毒院ニ送り治療ヲ受ケケシムヘシ
- 一、他病アル時ハ他醫ニ治療ヲ託スルモ勝手タルヘシ
- 一、梅毒院ニ關スル醫員ハ凡ソ三名ヲ要ス 但施行上ノ細目ハ別ニ陳述スヘシ<sup>5)</sup>

ここに於て京都府は九年六月三日驅徴規則十七カ條を布告し、その第三條に於て、「管下娼妓稼ノ者ハ每一週ニ一回ツツ檢徴所ニ來リ梅毒有無ノ検査ヲ受クヘシ」と規定し、検査の便宜のため左記四カ所に檢徴所を設けることにした。

○上京六區、十四區ノ娼妓ハ其十四區五番町檢徴所當分女紅場ヲ以テ之ニ充ツヘ出ツヘシ

○上京三十二區、下京六區、十五區、二十區、二十六區ノ娼妓ハ下京十五區南園小路檢徴所ヘ出ツヘシ

○下京十六區娼妓ハ同區揚屋町檢徴所當分女紅場ヲ以テ之ニ充ツヘ出ツヘシ

○伏水ハ檢徴所ヲ一區四區隔月ニス、兩區ノ娼妓共當番ノ區ノ檢徴所南區共當分女紅場ヲ以テ之ニ充ツヘ出ツヘシ<sup>6)</sup>

六月十三日、府は檢徴所費用を下付し、同時に療病院に對し醫師の選定、器具其他の準備を命じた。ここに於て半井院長は、當直醫木下颯を檢徴首席醫員に選定し、且つ檢徴實施については主として有毒娼妓を收容すべき病院の設置を必要とするが、それを各遊廓の隨意に一任する時は弊害が少くないので市内適當の場所を選定し一カ所の收容所

を設置するのが何より緊要且つ急務であることを建議し裁可を得た。因て各遊廓地の區長にこれを諭し取調べをなましめた結果、市内下京區第二十組建仁寺内福聚院を借りうけここに假驅黴院を置くことになつた。そこで早速改造工事に着手し九月初め竣工、十一日を以て府立療病院出張假驅黴院の開業式を擧げ、參事國重正文これに臨んで檢黴開始の本旨を演述した。次で九月十三日伏見の檢黴所も開業した。

この日弘布せられた假驅黴院定則は次の通りである。

### 假驅黴院定則

#### 各區檢黴所定則、

- 一、檢黴醫員ノ出張スル時限長日ニハ午前第九時短日ニハ第十時出張迄ニ悉ク娼妓ヲ集メ置キ又詳ニ不參之者ヲ取調置クヘシ
- 一、檢査始マレハ娼妓ニ鑑札ヲ携ヘシメ名簿ノ順番ヲ以テ檢査室内ニ送致スヘシ、檢査済ノ者ハ鑑札及ヒ木札改ノ字ノ燒ヲ與ヘテ室外ニ送ル、取締此取締ノモノハ各區々長ヨリ撰出ノ上當院ヨリ上申可置積リ之ヲ點檢シ鑑札ハ當人ニ與ヘ木札ハ受取り其場ヲ去ラシム、檢査ヲ遂ゲ鑑札ヲ與ヘザルモノハ勿論鑑札アリト雖モ木札ヲ所持セサルモノハ其場ヲ去ラシムヘカラス
- 一、新開業或ハ廢業ノモノ屆書ハ其當人室ニ入ル時持參スヘシ
- 一、檢査畢レハ警部醫員各受持ノ檢査姓名簿ヲ引合シ府廳ニ上申スルノ手續ヲ調フヘシ
- 一、入院ヲ命スルモノハ即刻支度ヲ調ヘ入院通達帳ヲ添テ驅黴院ニ送ル
- 一、入院ヲ要セス外來患者トシテ診察ヲ加フル娼妓ハ檢査終ルノ後はヲ施スヘシ、器械及ヒ助手ヲ要スル症及ヒ其藥劑ハ一切驅黴院ニ於テ與フヘシ
- 一、檢査ヲ受クルノ娼妓ハ其前人浴シテ身體ヲ清淨ニシ殊ニ陰部ヲ清潔ニスヘシ



## 療病院出張驅黴院定則

- 第一條 醫員検査シテ黴毒傳染ノ恐れアルヲ證セル娼妓ハ悉ク入院治療ヲ受クヘシ
- 第二條 黴毒アルモ傳染ノ恐れナキヲ證セルモノハ外來患者トナシ同シク此院ノ治療ヲ受クヘシ
- 第三條 黴毒ナラサル病ト雖モ傳染ヲ恐ルル症、例之ハ疥癬ノ如キモ亦一切入院治療ヲ受クヘシ
- 第四條 他種ノ病ヲ患フル娼妓ト雖モ好ミニ應シ入院又ハ外來患者トナシ治療ヲ施スヘシ
- 第五條 入院中他病ヲ併發スルカ或ハ本病増劇シ危篤症タルヲ證スルトキハ好ミニ應シテ下宿セシメ醫員ノ往診スルコトアルヘシ、病症頑固ニシテ治療方効ヲ奏セサルモノハ療病院教師ノ診察ヲ受ケ或ハ療病本院ニ入院セシムルコトアルヘシ
- 第六條 入院中患者ノ親族等大患ニ罹リ急ニ對面ヲ要シ下宿ヲ乞フモノハ區戸長ノ證書並ニ其病者ヲ依託セル醫師ノ醫按書ヲ得テ後チ下宿ヲ許スヘシ、但シ日數三日ヲ限リトス、尙ホ久シク下宿セント欲スルトキハ毎三日必ス歸院シ醫員ノ診療検査ヲ受クヘシ、若シ其家遠隔ニシテ三日中往返シ能ハサルモノハ里程ニ應シテ往返日數ヲ除キ滞在ヲ許スヘシ
- 第七條 病症全治シテ退院後三日目ニ一度來院シ醫員ノ検査ヲ受ケ始テ健全ノ符號ヲ渡スヘシ、入院中廢業セント欲スルモノハ病毒傳染ノ恐ナキニ至ラサレハ退院ヲ許サス
- 第八條 醫員診療ノ際ハ助手看病人ノ外ニ病室内ニ入ルヲ許サス、尤モ診療時間ノ外ト雖モ醫員並ニ取締ノ外ハ男子ノ病室内ニ入ルヲ禁ス但シ晝夜ハ時宜ニヨリ室内ニ入ルコトアルヘシ
- 第九條 娼妓治療ノ際ハ猥リニ外出スルヲ禁ス、病症ニ因リ運動ヲ要スルモノハ別ニ人ヲ添テ外出セシムヘシ
- 第十條 入院患者ハ別ニ附添人ヲ要セスト雖モ好ミニ因テ召連レ來ルモノハ必ス一患者ニ一人ノ附添人ヨリ過ルヲ許サズ、但シ夜分ハ附添人タリトモ止宿スヘカラス但シ大患重症ハ此限ニ非ラス

## 醫員心得

粟田口療病院時代

第一條 醫員ハ檢微療微ノ二件ヲ擔任シ内外診療一切ノ事ヲ任ス

第二條 毎日午後一回患者ヲ診察シ當日ノ治療法並ニ攝生法ヲ嚴重ニ示授スヘシ

第三條 醫員ハ行狀方正ヲ旨トシ猥リニ病室内ニ入テ患者ト談話スルコト勿カルヘシ

第四條 患者攝生ヲ怠タリ或ハ治療ヲ拒ムモノアレハ直チニ嚴重叱正シ尙用ヒサルモノハ府廳ニ具狀スヘシ

第五條 助手並ニ看病人取締ヲ嚴重ニシ若シ職務ヲ怠リ或ハ行狀不正ナルモノアレハ療病院ニ議シテ處分ヲナスヘシ<sup>8)</sup>

驅微院の入院患者は、明治九年自九月 一五〇名、十年三〇七名、十一年五〇七名、十二年八三五名、十三年一九

三〇名と逐年娼妓數の増加に正比例して急増して行つた。そこで當初二名だつた醫員（月給三五圓及一五圓）も十二年以降は四名に増した。十二年にいたのは主任木下瀨（四〇圓）、醫局詰兼藥局詰田中元造（一七圓）、醫局詰阪本一哉（一二圓）、同高島日義（五圓）の四人だつた。患者の増加に伴い病室も増設の必要に迫られたので、十年九月には祇園神幸道の療病館を借りうけて分病室に充てた。

明治十二年の豫算が山崎文書の中に出ているので摘録すると、

歳入

謝金 施療

藥種代 施藥

歳出

給料

九三七圓八七錢

藥種代

五六〇圓八二錢

器具書籍

六二圓三一錢

修繕費

三九圓四七錢

新炭油

二七六圓四〇錢

雜費

五六三圓九九錢

合計

二、四四〇圓八六錢<sup>1)</sup>

明治十四年一月驅黴院に始めて院長を置くこととなり木下瀨を初代院長に任命した。この年祇園新地から驅黴院新築の議を提案し花見小路に四千四百坪の土地を寄附したので、新築の工を起し十五年十一月二十四日竣工開院式を行つた。十八年六月には驅黴院を療病院の附屬から分離獨立せしめることとなり、これを機會に木下瀨勇退し江阪秀三郎が二代目院長に就任した。二十六年四月江阪辭任して江馬章太郎院長となり、三十年一月江馬退いて竹中壽太郎と交代した。三十三年十月八日には京都驅黴院の名稱を廢して京都八坂病院と改め、院内に娼妓検査所を置くことになつた。次でまたまた増改築の議起り四十三年より三年計画で新築にとりかかつた。場所は廣道通松原下ル梅林町、これが現在のもので敷地三、一八六坪、建坪一、〇五六坪、收容人員二五〇名、大正二年一月竣工、二月十六日移轉したのであつた。<sup>12)</sup>

註

(1) 中野操・我邦檢黴思想の勃興と其影響に就て（昭和十五年、臨床の皮膚泌尿と其境域）

(2)(3)(4) 京都府史第一篇政治部衛生類

(5)(7)(12) 田中綠紅・明治文化と明石博高翁(昭和十七年)

(6)(8)(9) 京都府立療病院第一次年報

(10)(11) 山崎文書

## 十一 明治十年、十一年

明治十年二月六日、明治天皇關西行幸に際し有栖川宮熾仁親王を御名代として療病院及び癲狂院へ差遣せられ、病院へ金二五〇〇圓、癲狂院へ金二五圓、教師マンスヘルトへ絹二匹を下賜せられた。次で七月京都御所内の寮屋二棟を病院に下賜になつたので、病院改築後も永く患者の病室にあて優渥なる皇恩を記念した。

この年西南戦役勃發に際し、征討兵士の戦傷病者陸續として大阪臨時陸軍病院に後送收容せられ、醫療擔當者の不足が訴えられたので、本院では率先自費を以て武部隆太郎、江阪秀三郎、猪野惣太郎、鷹取常任、山越秀一郎らの醫員十名を治療補助として四月二十七日同陸軍病院に派遣、六月二十九日期満ちて歸院した。翌十一年三月京都府は銀盃一個を本院に贈りその功勞を賞した。

前年の章下に略述した通り、教師マンスヘルトは、診療及び授業には頗る熱心であり、或る時は一眼を病みて偏眼帶を用いながら、また或る時は痼疾の膝關節痲痺質斯に惱み水を入れた手桶に患肢を浸しながら講義や診察を行うといった狀況で、些々たる微恙でさえすぐ缺勤するのが常であつたヨンケルとは雲泥の相違があつた。そうした秋霜の如き厳格な性格であつたから、着任早々に與えた不愉快な印象は月日を経過しても拂拭できず、殊に最初、往診は一

切謝絶すと言明した辭柄を楯にとり、府の實權者たる大參事榎村正直の嚴父病篤く切に往診を請うた際にも頑としてこれに應じなかつたようなことがあり、中に立つた半井院長の調停も効なく、院長は責を引いて辭表を出す騒ぎになつた。府當局は院長の辭表を突き返すと共に、密に教師交代の策をめぐらした。たまたま大阪府立病院々長高橋正純は、半井澄とは長崎精得館における學友であり、等しくマンスヘルトに師事した仲であるので、半井の衷情とマンスヘルトの不遇とに深く同情するところがあり、且つ大阪病院教師エルメレンスの傭入期限も漸く満ちようとしていた



シ ヨ イ ベ

ので、マンスヘルトを同病院に迎えることとした。かくてマンスヘルトは傭期未だ満たずして大阪に去り、その後任として獨逸人醫師ハインリッヒ・ボット・シヨイベ Heinrich Bothe Schenke を三カ年の契約で雇入れることとなり、シヨイベは十年八月十六日着任した。シヨイベ時に二十七歳。その月給は金貨四百圓であつた。

(備考)

シヨイベ招聘の経緯並に雇入契約書等については不明である。私見としてはシヨイベ招聘の仲介をなしたのは、前年六月來朝して東京大學に奉職していたエルウィン・ベルツではないかと考える。蓋し、半井院長はマンスヘルトの處置について彼の推薦者長與衛生局長に一應の報告をしたであろうし、その際改めてまた、獨逸人醫師を希望する旨を伝えその斡旋を依頼したのであらうことも考えられる。長與としてはそうした場合、當時すでに十名近い獨逸人教師を擁していた東京大學に恐らく連絡したであらう。ベルツとシヨイベはライプツヒの大學に於て内科教授ウンデルリツヒの若き助手として、いわば同門の相弟子である。長與の發意がベルツの仲介を促す機縁となつたものではなからうかと想像する所以であ

る。

完稿後、上記の私見があやまつていたことがわかつた。府では明治十年三月十三日附で獨逸駐劄全權公使青木周藏に對し直接書面を送つて、後任の獨逸人教師の詮衡について依頼し、その結果シヨイベが推選派遣されることになつたのであつた。「府史第二編 自明治八年 別部總類、外國交渉類」の明治十年八月三日の項に

在獨逸全權公使青木周藏氏ヨリ本年三月十三日ヲ以テ獨逸人醫學教師病院へ備入度云々照會ニヨリ今般ドクトル・シヨイベ氏雇入手數相整別紙<sup>略</sup>横文條約並ニ雇入旅費金立替置云々ノ旨ヲ以テス

青木公使からの官金立替その他の就いての報告により、事後に於て京都府の獨逸人教師招聘一件を知つた外務省では、大いに冠を擀げ、同年十月一日附で

「其府病院へ醫員雇入ノ儀當省ヲ經由セス直ニ在獨逸青木全權公使へ依頼相成ルヤニテ右雇入ノ者旅費官金ヲ以テ操替ノ段申越云々、一體海外在留官員へ依頼ハ該地へ書面披封ニテ外務卿經由ノ上差立ヘキ規則、以後可心得旨」

を諭達した。結局は外務省の諒解も得、シヨイベ雇入に對し免狀下渡の儀も十二月には滞りなくすんだのであるが、京都府が外務省をさしおいて、なぜ直接青木公使に教師招聘の斡旋を依頼したのであるか。これについては檜村府知事と青木公使との間に特別の深き關係でもあつたからではあるまいかと考えるのである。

明治十一年二月十三日、愛宕郡第一區淨土寺村に療病院を開設し本院の支院となした。醫員後藤直三郎を療病院の主任とし、専ら癩病患者を治療せしめた。翌十二年四月閉院。

(備考)

「半井澄翁療病院談」に「當時京都府は癩病の治術に妙を得たりとの稱ありし後藤昌文氏を聘して大徳寺に癩病者の治療病院を開

きつつありしかば、シヨイベは以て奇貨おくべしと爲して助手をも促して此處に臨み親しく殆んど五月蠅迄に其研鑽に従ひ得る所亦少しとせず」とある。一乘寺の療病院と大徳寺の癲癩院、主任は等しく後藤氏、察するに兩者混同されているようである。

三月には療病院長半井澄をして癲癩院長を兼務せしめた。

さて半井澄によれば、シヨイベは稀れに見る勤勉家であつて非常に几帳面な性格の持主であつた。彼の日課は、毎朝八時登院、二時間教授し十時より診察、正午官舎に歸り晝食、休憩、午後二時か三時には再び登院、自己の研究に従事し、夕刻また歸宅夕食、暫く假睡したあと起き出て必ず夜半十二時、一時まで讀書に耽つたといわれている。

かように職務に熱心であつたから病院の名聲は日に高く患者は遠近より増集して格段の盛況を呈し、ヨンケル、マンスヘルトの時代と比較すると統計上にも次のような顯著な差異を認めるのである。

| 外國教師  | ヨンケル   |       |       | マンスヘルト |       |       | シヨイベ  |       |       |       |
|-------|--|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|       | 年 度 別  | 六 年   | 七 年   | 八 年    | 九 年   | 十 年   | 十 一 年 | 十 二 年 | 十 三 年 | 十 四 年 |
| 入院患者數 | 四七   | 六四    | 六〇    | 一五二    | 二二七   | 三〇四   | 三五一   | 四一二   | 六四〇   |       |
| 外來患者數 | 四一〇  | 一、一九二 | 七、三三三 | 〇一八二   | 八、二五三 | 六、〇二四 | 二、〇二四 | 三、八七  | 不 明   |       |
| 解 剖 數 | 〇  | 三     | 三     | 七      | 五     | 八     | 一四    | 一四    | 六     |       |
| 備 考   | 九年三月 ヨンケル解備マンスヘルト着任<br>十年八月 マンスヘルト解備シヨイベ着任<br>十三年七月 河原町廣小路に病院新築移轉<br>十四年十二月 シヨイベ解備 |       |       |        |       |       |       |       |       |       |

十一年七月四日京都府は、市郡の各區長に布達を發し、脚氣患者あるときは療病院に報告するよう達した。これはシヨイベが來朝以來日本の風土病に注意し、中でも特に脚氣に着目してその原因、症候、病理等の探求に最も力を注いだ結果、府の當局をしてこの布告を發せしめたのである。

(備考)

シヨイベの著書は次の通りである。

1. Die Ainos. 1881, Yokohama.
2. Klinische Propeädeutik. 1884, Leipzig.
3. Die Beriberi-Krankheiten. 1894, Jena.
4. Die Krankheiten der warmen Länder. 1896, Jena.
5. シヨイベ常用方鑑 明治十一年

6 臨床診斷學(江坂秀三郎共譯) 未刊

7 脚氣病論(江坂秀三郎共譯) 明治十七年  
半井 登 武部隆太郎

8 脚氣病論(賀屋隆吉譯) 明治三十年

明治十年、十一年における職員表は次の通り。<sup>7)</sup>

|      |       |        |   |
|------|-------|--------|---|
| 外國教師 | 明治十年  | 金貨四〇〇圓 | 一 |
|      | 明治十一年 | 金貨四〇〇圓 | 一 |



|                            |  |   |  |   |
|----------------------------|--|---|--|---|
| 院<br>長                     | 一〇〇圓                                     | 一 | 一〇〇圓                                     | 一 |
| 管<br>事                     | 一〇〇圓                                     | 一 | 一〇〇圓                                     | 一 |
| 編<br>輯<br>係                | 七〇圓                                      | 一 | 七〇圓                                      | 一 |
| 當<br>直<br>醫                | 七〇圓一、<br>三五圓一、<br>三五圓一、<br>二五圓一、<br>三〇圓一 | 五 | 七〇圓一、<br>三五圓一、<br>三五圓一、<br>二五圓一、<br>三〇圓一 | 四 |
| 助<br>教<br>補                | 三五圓                                      | 一 | 三五圓                                      | 一 |
| 助<br>教                     | 一〇圓                                      | 一 | 一〇圓                                      | 一 |
| 解<br>剖<br>科<br>教<br>授<br>副 | 三五圓                                      | 一 | 三五圓一、<br>五圓一                             | 二 |
| 教<br>授<br>局<br>詰           | 五圓                                       | 一 | (な) し                                    | 一 |
| 醫<br>局<br>詰                | 二〇圓一、<br>一五圓四、<br>一〇圓二                   | 七 | 二五圓一、<br>一五圓五、<br>一〇圓二、<br>五圓一           | 九 |
| 主<br>器<br>係                | 一二圓                                      | 一 | (な) し                                    | 一 |
| 治<br>療<br>係                | 二五圓                                      | 一 | (な) し                                    | 一 |
| 藥<br>局<br>係                | 二五圓一、<br>一五圓一、<br>一〇圓一、<br>五圓一           | 四 | 二五圓一、<br>一五圓一、<br>五圓三                    | 五 |
| 看<br>頭                     | 五圓宛                                      | 二 | 五圓                                       | 一 |
| 生徒取締兼典籍係                   | 五圓                                       | 一 | 五圓                                       | 一 |

次に十年、十一年の患者統計は次表の通りである。

| 病類別    | 明治十年  |       | 明治十一年 |       |
|--------|-------|-------|-------|-------|
|        | 外來患者數 | 入院患者數 | 外來患者數 | 入院患者數 |
| 流行病    | 四八    | 二〇    | 一九〇   | 一七    |
| 全身病    | 二六三   | 一〇    | 二三九   | 二二    |
| 血行器病   | 四四    | 六     | 八四    | 一四    |
| 神經系病   | 二五五   | 一〇    | 三九〇   | 一一    |
| 呼吸器病   | 三三四   | 三三    | 四四九   | 四一    |
| 消化器病   | 四七七   | 三四    | 五八二   | 五四    |
| 泌尿生殖器病 | 三〇    | 二八    | 一四九   | 三五    |
| 皮膚病    | 二八一   | 一五    | 三〇五   | 三三    |
| 外科的病   | 三九四   | 五一    | 四五六   | 七四    |
| 眼病     | 三七〇   | 一七    | 三〇七   | 一〇    |
| 耳病     | 九三    | 二     | 九七    |       |
| 小兒病    | 二一    |       | 一一    |       |
| 中毒病    | 一五    |       | 二     |       |

|    |       |     |       |
|----|-------|-----|-------|
| 未定 | 一五八   | 六   | 三二五   |
| 無病 | 四二    | 一六  | 一     |
| 計  | 二、八二五 | 二二二 | 三、六〇二 |
|    |       |     | 三二二   |

註 (1)(2)(4)(5)(7)(8)(9)、京都府立療病院第一次年報

(3)(6) 半井澄・懷舊談(明治二十八年、京都醫事衛生誌)

## 十二 明治十二年

四月十六日、豫て明治九年以來中學校内に設けられていた醫學豫科校を廢し、更に本院内に醫學豫科校及び醫學校を設置した。その後現在に至るまで本學創立記念日を四月十六日と定めたのはここに淵源している。九月には療病院新築工事中の上京區第十二組梶井町四六五番地に校舎の新築先ず成りこれに移轉した。

五月十四日には管學事萩原三主を以て醫學校長となし、學校の體裁を整えた。當時の職員表は次の通りである。

|      |      |        |
|------|------|--------|
| 外國教師 | シヨイベ | 金員四〇〇圓 |
| 院長   | 半井澄  | 一五〇圓   |
| 校長   | 萩原三主 | 一〇〇圓   |

|          |  |                          |
|----------|--|--------------------------|
| 編輯係      | 神戶文哉   | 九〇圓                      |
| 助教       | 渡邊 央   | 四〇圓                      |
| 當直醫      | 木下 柳四〇圓、安藤精軒三〇圓、高階經綸三〇圓                      | 七〇圓                      |
| 通譯兼當直醫   | 山田文友   | 各二〇圓                     |
| 副當直醫     | 伊藤卓次、桂 彦馬                                    | 各二〇圓                     |
| 副當直醫兼器械係 | 山越秀一郎二〇圓、武部隆太郎一五圓                            |                          |
| 醫局詰      | 若山春亭二〇圓、百々復太郎一五圓、<br>西谷新作一五圓、武部元質一二圓、大崎淳吉一二圓 |                          |
| 驅煤院係     | 坂本一哉一二圓、猪野惣太郎一〇圓                             |                          |
| 同 伏見驅煤係  | 高島日義   | 五圓                       |
| 看 頭      | 吉村英徵   | 五圓                       |
| 藥 局 係    | 里見時三   | 二五圓                      |
| 生徒取締     | 驅煤院係<br>田中元造<br>原廣勤<br>江阪三郎<br>矢内原謙一         | 一七圓<br>一五圓<br>一五圓<br>一五圓 |
| 療病院係     | 中島俊造<br>眞島利民<br>須川英橘<br>(常務なし無給)             | 五圓<br>五圓<br>五圓           |

事務關係の職員は左の通り。

衛生事務擔當療病院詰

出納課療病院誌

|        |      |
|--------|------|
| 五等屬    | 李家隆彦 |
| 九等屬    | 六角博通 |
| 全      | 小林時貞 |
| 十等屬    | 林 淳三 |
| 等外四等出仕 | 森川長治 |
| 七等屬    | 酒井良顯 |
| 當分屬    | 木村信好 |
| 等外四等出仕 | 岩本美信 |

山崎文書に十二年度療病院豫算が出ていたので記載しておく。

歳入

合計

四三、三六三圓〇六錢

内 譯

謝 金

二、七八四圓〇六錢

藥種代

三、九五二圓四四錢

寄 附

三三、三二九圓五六錢

利 子

三、〇〇〇圓〇〇錢

粟田口療病院時代

歳出

合計

四二、〇八八圓八三錢

内訳

給料

七、八七〇圓〇〇錢

藥種代

三、六六五圓六一錢

器具書籍

三、〇五五圓四六錢

修繕費

一、〇四六圓六六錢

薪炭油

一、三九四圓二八錢

雜費

五、三六七圓七七錢

八月二十日になり醫學校通則を定め生徒の入學を許した。これによると醫學校には正則醫學と通則醫學とを區別している。正則醫學というのは、教科書として原書を用い授業をうけるが、通則醫學は唯國語で教授せられるという差異があるのみで科目は兩者全く同一である。なお山崎文書によつて明かになつた事項を左に摘録しておく。

正則醫學に使用の教科書

解剖書

ヒルトル

組織書

フライ

生理書

ヘルマン

病理書

ワグネル

診斷書  
 内科書  
 外科書  
 藥劑書  
 グートマン  
 ニーマイル  
 キョーニツヒ  
 ビンツ

醫學校學課表

(醫學校は期限を四ケ年とし八期に分ち、每一期小試験を行い第八期の末に至つて卒業大試験を行う)

|     |       |         |      |
|-----|-------|---------|------|
| 第一期 | 物理學   | 無機化學    | 解剖學  |
| 第二期 | 物理學   | 有機化學    | 解剖學  |
| 第三期 | 人身組織學 | 病理解剖學   | 生理學  |
| 第四期 | 生理學   | 病理通論    | 診斷學  |
| 第五期 | 病理各論  | 内外諸科治療法 | 藥劑學  |
| 第六期 | 病理各論  | 内外諸科治療法 | 藥劑學  |
| 第七期 | 臨床講義  |         | 實際經驗 |
| 第八期 | 臨床講義  |         | 實際經驗 |

醫學校職員

教 師

獨乙國醫學士 ボット・シヨイベ

年齡二十八年八ヶ月

栗田口療病院時代

|       |      |          |
|-------|------|----------|
| 校 長   | 萩原三圭 | 年齡三十二年七月 |
| 四等助教  | 田村克己 | 年齡三十一年七月 |
| 三等授業補 | 毛利文啓 | 年齡二十八年六月 |

生徒數

合 計 四八名

|   |            |     |
|---|------------|-----|
| 內 | 正則醫學 第三期生徒 | 二六名 |
|   | 通則醫學 第二期生徒 | 二二名 |

醫學學校學資

|        |    |         |
|--------|----|---------|
| 正則生徒學資 | 管內 | 府立中學ニ準ズ |
|        | 管外 | 金三圓     |
| 通則生徒學資 | 管內 | 金二十五錢   |
|        | 管外 | 金五十錢    |

醫學豫科校の學課表

|     |      |      |      |             |
|-----|------|------|------|-------------|
| 第一期 | 獨乙語學 | 數    | 學    | 通常美術        |
| 第二期 | 獨乙語學 | 數    | 學    | 通常美術        |
| 第三期 | 獨乙語學 | 數    | 學    | (代數學及幾何學初歩) |
| 第四期 | 獨乙語學 | 數    | 學    | (幾何學)       |
| 第五期 | 獨乙語學 | 羅甸語學 | 理學大意 |             |



|     |      |      |     |
|-----|------|------|-----|
| 第六期 | 羅旬語學 | 理學大意 | 動物學 |
| 第七期 | 羅旬語學 | 化學大意 | 植物學 |
| 第八期 | 羅旬語學 | 化學大意 | 礦物學 |

醫學豫科校職員 (明治三十三年度)

|          |      |    |    |
|----------|------|----|----|
| 校長       | 萩原三圭 | 給料 | 年齡 |
| 監事兼教授補   | 吉賀耕作 | 給料 | 年齡 |
| 監事心得兼教授補 | 原口隆造 | 給料 | 年齡 |
| 助教補      | 渡忠純  | 給料 | 年齡 |
| 五等助教     | 栗生光謙 | 給料 | 年齡 |
| 看頭       | 菊地賀裕 | 給料 | 年齡 |

醫學豫科校生徒數 (明治三十三年七月)

|       |     |
|-------|-----|
| 合計    | 九九名 |
| 內 二級生 | 一六人 |
| 四級生   | 二五人 |
| 七級生   | 五八人 |
| 寄宿生徒  | 八〇名 |

通學生徒

民費生（府下各組費を以て一人につき  
一ヶ月金五圓宛貸費をうけるもの）

一九名  
五九名

明治十二年の患者統計は左表の通りである。

| 病 類 別       | 外 來 患 者 | 入 院 患 者 |
|-------------|---------|---------|
| 流 行 病       | 二〇三     | 二二三     |
| 全 身 病       | 二四九     | 二七      |
| 血 行 器 病     | 九四      | 一三      |
| 神 經 系 病     | 二七八     | 一一      |
| 呼 吸 器 病     | 四二二     | 五二      |
| 消 化 器 病     | 六一九     | 五九      |
| 泌 尿 生 殖 器 病 | 七四九     | 五二      |
| 皮 膚 病 黴 毒   | 三九三     | 三四      |
| 外 科 的 病     | 四四〇     | 八九      |
| 眼 病         | 二五四     | 六       |
| 耳 病         | 一三二     |         |

|   |       |    |     |   |
|---|-------|----|-----|---|
|   | 無     | 未  | 中   | 小 |
|   |       |    |     | 兒 |
| 計 | 病     | 定  | 毒   | 病 |
|   |       |    |     |   |
|   |       |    | 三   | 九 |
|   |       | 一五 | 三四二 |   |
|   | 四、二〇二 |    |     |   |
|   |       |    |     |   |
|   |       |    |     | 一 |
|   | 三六八   |    |     |   |

註 (1)(2)(5) 京都府立療病院第一次年報

(3)(4) 山崎文書

### 十三 療病院版行載籍

(1) 京都療病院新聞

明治五年十一月より翌六年十月廢刊まで四號發行、第一號に開業式の景況、第三號に粟田口解剖場における解剖並に祭屍文、第四號に京都中學校開校式における教師ヨンケルの祝辭その他を掲載す。發兌書肆は河原町二條下ル大黒屋太郎右衛門である。

(備考)

京都中學校開校式におけるヨンケル・フォン・ランゲツキの祝辭(明治六年七月一日)

粟田口療病院時代

療病院版行載籍

治八年二月

日講  
附錄

解剖捷覽 全

京都療病院記聞掛

明治九年十二月刻成

**精神病約説**

京都 癡狂院藏

明治九年十月刊

**西醫雜報** 第一號

京都療病院

江阪秀三郎譯  
神戸文哉校

胥乙  
邊氏

**常用方鑑**

京都療病院

明治十二年三月自刊

療病院雜誌 第一號

京都療病院

獨逸 嘉郎 胥乙 邊氏 原著  
日本 江阪秀三郎 武部陸太郎 同譯  
半井 澄

**脚氣病論** 全

京都府立療病院藏

政府既ニ文明開化ノ德澤ヲ布キ人民教育ノ聲舎ヲ設ケ昨冬假療病院醫學校開業ノ式アリ、今日落成ノ中學開校ノ儀アリ、九箇月間二度此盛事ヲ觀タリ、抑此新學校ニハ英佛普各國ノ教場ヲ兼備ス、其世上ニ大功有ルコト予等歎美稱贊セサルコシヤ、夫日本國ハ海濤淼渺ノ中ニ屹立シ巖石四面ヲ圍ミ風景奇麗而シテ西洋諸國ト萬里隔絶セリ、故ニ從前外國ニ於テハ日本國有ルコトヲ知テ日本人ヲ知ラズ、近頃大ニ海港ヲ開キ隔遠ノ旅客ヲ留メ學問技藝交際日ニ隆ニ器械產物貿易日ニ盛ナリ、愈開明ノ進歩踵ヲ企テ待ベキナリ、凡ソ人タルノ道ハ學習ニ在リ學テ彼ノ善事ヲ求習シ此ノ惡弊ヲ洗去シ一大活眼ヲ具テ萬國互ニ新發明ノ利益ヲ以テ交換セズンバアルベカラズ、政府早く已ニ茲ニ着目セリ、生徒ヲ遣テ外國ニ留學セシメ風俗ヲ察シ見聞ヲ廣メ徒手ニシテ往キ玉ヲ懷イテ還ル者少トセズ、外國人ヲ雇ヒ内國人ヲ導クニ語學ヲ以テス、夫語學ニ非レバ其教其學共ニ成立シ難シ、是故ニ語學ハ萬邦通交ノ鍵子ト謂ベシ、且又人民拒隔ノ陋ヲ破リ頑愚ノ習ヲ除クニ足レバ又學問ノ寶庫ヲ啓クノ秘鍵ニ比スベシ、今ヤ此校ニ於テ文明煜耀ナル三國ノ語學ヲ併教レバ學問ノ目的已ニ確立セリ、冀クハ有司教官益々生徒ヲ監責勉勵シ中道ニ廢スルノ愚ナク連綿成熟セシメシコトヲ、後來必ズ學問廣大ノ域ニ進ムベシ、誠ニ政府ノ仁惠深ク感歎スルニ堪タリ、聊此蕪言ヲ以テ之ヲ頌ス

## (2) 京都療病院日講錄

ヨンケル口授するところの解剖學講義を渡忠純、眞島利民、新宮涼介の三氏筆記し上記標題を與えて明治六年七月より翌七年五月まで逐次刊行した。現在残つてゐるのは卷之一骨篇だけである。A五版、紙數全部で十九葉、發兌書肆はやはり大黒屋太郎右衛門である。

### 緒言

此療病院ノ起ルヤ其原ハ府下有志ノ輩方今至仁ノ朝旨ヲ奉戴シ衆庶ノ疾病ヲ救ヒ天壽ヲ保タ令ント欲スル至情ヨリ出テ合議協力シテ各家平常ノ費用ヲ省キ生産ノ餘資ヲ以テ豫メ其備ヲ爲シ建設ヲ府廳ニ請フ、府廳其舉ヲ嘉賞シ唯許可ノミナラス特ニ有司ニ命ジ

主トシテ獨逸國ノ醫ヨシタケネシシシガツクヘ永克萬郎愛格氏ヲ迎ヘ醫學教師トシ假リニ粟田舊宮邸ヲ以テ其處トス、藥局養病室及講堂學舍等大略備レリ、去歲十一月開業ノ式アリ、其盛ナルコト勝テ言ベカラズ、爾來病客日ニ來リ診療ヲ乞ヒ生徒月ニ集リ教導ヲ承ク、教師ノ勤モ亦推知スベシ、然ルニ猶其餘ニハ解剖學病理學產科等ヲ講述ス、病客ノ多幸ハ言ヲ待タズ生徒醫學ノ進歩モ目ヲ刮テ俟ベキナリ、此編ハ即チ日講ノ解剖說ヲ筆記スル書ニシテ其說タルヤ簡約ニシテ要領ヲ擧ゲ或ハ譬喩ヲ設ケ或ハ畫圖ヲ作り務テ其意義ヲ達シ了解シ易カラシム、而シテ其條理分明ノ者ト雖モ語言ノ或ハ耳ニ熟セサル時ハ誤聽錯亂ノ恐アリ、故ニ稿成テ後重テ彼ノ處列依氏、比爾ビール都兒氏等ノ解體書ニ對照シ校正ヲ加ヘ先ツ骨格ノ部ヲ初編トス、編中ニ挿入スル圖繪ハ教師講堂ノ鬆板ニ畫ク所ノ圖ヲ縮模スル者ニシテ其實形ヲ存スルノミ、覽者幸ニ文ノ鄙俚ト圖ノ疎略ヲ咎ルコト無ク教師論說ノ明確ニシテ其規矩アルニ注目センコトヲ望ムト云フ

明治六年七月

(3) 京都療病院治療則

「明治七年十一月門人原元良筆記、通辯司山田氏口述」とした筆寫本、即ちヨンケルの處方並に治療に關する諸說を通辯山田文友が口述しこれを筆記したもの。昭和十年から十一年にかけてこの寫本の所藏者の大矢至節氏が全文を中外醫事新報に掲載した。

(4) 日講 解剖捷覽 全一冊  
附錄

明治八年二月京都療病院院記聞掛によつて版行されたB五版假綴の小冊子で、紙數二十葉、「筋肉並ニ其分布神經及原起歸着之表」及び「動脈枝別表」の二篇から成つてゐる。

(5) 精神病約説 全三冊

本書は一八七二年倫敦に於て發行された來諾爾圖氏ライノールツ内科全書中の精神生理學兼病理學を擔當した顯理・貌德斯禮ヘンリ・モッドスレイの撰述したところを神戸文哉が翻譯し上記の標題を與え、癲狂院藏版として明治九年十二月上梓したもの、實に我が國における精神醫學專書としての權輿である。上中下三卷、B五版、紙數全部で一二四葉、發兌書肆は京都の大黒屋太郎右衛門及び丸屋善吉、大阪心齋橋の丸屋善藏、東京の丸屋善七及び島村利助、定價三卷六十五錢であつた。眞島利民の序文の一節に曰く、

東山天華氏雅有<sub>レ</sub>慨<sub>ニ</sub>于此篤志力行建言官府、將<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>以<sub>レ</sub>所<sub>ニ</sub>施行、官俸<sub>ニ</sub>其學<sub>ニ</sub>爲<sub>レ</sub>創開癲狂院于東山南禪精舍、令<sub>ニ</sub>療病院管理<sub>ニ</sub>之、予雖<sub>ニ</sub>淺劣<sub>ニ</sub>辱當<sub>ニ</sub>治療之任、因與<sub>ニ</sub>教師永克氏<sub>ニ</sub>宵謀更就<sub>ニ</sub>歐米之諸書<sub>ニ</sub>講究練磨弗<sub>レ</sub>遺<sub>ニ</sub>餘力<sub>ニ</sub>矣、而神戸氏亦譯述<sub>ニ</sub>一書名曰<sub>ニ</sub>精神病約説<sub>ニ</sub>、令<sub>ニ</sub>予辯<sub>ニ</sub>其首簡<sub>ニ</sub>、予欣不<sub>ニ</sub>自禁<sub>ニ</sub>乃題之曰、前有<sub>ニ</sub>篤志之東山氏<sub>ニ</sub>而後此院始開矣、後有<sub>ニ</sub>勤敏之神戸氏<sub>ニ</sub>而後此書始成矣、治狂之方法獲<sub>ニ</sub>此二人<sub>ニ</sub>完全圓備亦可<sub>ニ</sub>以無<sub>ニ</sub>遺憾<sub>ニ</sub>也、書其喜<sub>ニ</sub>以爲<sub>レ</sub>序

明治九年第十二月 眞島利民謹識 於癲狂院醫局

(6) 西醫雜報

歐米の醫學上の新知見を翻譯し上記の標題の下に毎月刊行、明治九年十月より翌十年十月廢刊まで十三號を發行した。定價は始め十二錢五厘、後ち十錢に値下げした。神戸文哉、新宮涼園、渡邊央ら主として翻譯並に編輯を擔當した。發行の趣旨に曰く、

本院所購之歐米諸名家之醫書及醫事新報陸續追<sub>レ</sub>編而來、今也殆滿于庫<sub>ニ</sub>焉、吾儕因以爲與特供院用寧抄譯其一斑<sub>ニ</sub>而以公<sub>ニ</sub>于世<sub>ニ</sub>則

於吾道豈謂必無少補乎、乃不憚勞、抽譯纂輯、名曰西醫雜報、欲每月刊一行一編矣、及三刻成、揭摩爾頓尼氏之言於簡端、以代題辭云爾

Nullatenus est alia pro certo noscendi via, nisi quam plurimum et morborum et dissectionum historias, tum ariorum, tum proprias collectas habere, et inter se comparare.

譯曰博通病症解體之記錄、大集彼此各異之彙類、以比較之、以考察之、者所以學識進精確之道路也、不依之而豈有他道乎

明治九年十月上齋 編者識

(7) 胥乙邊氏常用方鑑 全一冊

凡例に

原書ハ當院ノ教師ボート・シヨイベ氏日常用フル所ノ處方ヲ撰定シ以テ吾等ニ授ケタル者ニシテ其願皆アベセニ從フ、然レドモ之ヲ邦語ニ譯スルトキハ全ク秩序ナキガ如シ、故ニ今改テ我藥名ノ頭字ヲ取テ「イロハ」ノ次第ニヨリ以テ看官ノ搜索ニ便ス、又原書ハ獨リ瓦蘭量ヲ用フト雖モ今殊ニ舊量ヲ添加セリ、亦譯者一片ノ婆心ニ出ツ

とあり、記者はシヨイベの高弟江阪秀三郎。神戸文哉が校閲して、京都療病院から明治十二年刊行した。洋綴、B五版、目次その他二四頁、本文一六四頁よりなり製本所は京都若林茂助とある。

(8) 養生訓蒙 全一冊

神戸文哉の著述であるが横村知事の序文に「因命療病院輯録凡人生日常急遽之間事尤關養生二要救急二者」とあるように、知事の發案慈惠によつて成つたものようである。著者の緒言に、



此書ハ養生法ノ要領ヲ童蒙ニ諭スヲ以テ本旨トナス、故ニ略々其原理ヲ了解セシメンカ爲ニ往々理化生理ノ學說ヲ參フト雖モ專ラ簡約ヲ主トシ敢テ高尚ノ理論ニ涉ラス其文字ノ如キモ勉テ讀易キヲ旨トシ敢テ修飾ヲ加ヘズ、而シテ習風ヲ論ズルニ至テハ聊微意ノ存スル所ニシテ他ノ養生論ト自ラ異ナル所以ナリ、書中述ブル所ノ論說ハ皆是先哲ノ確定セシ所ナリ、就中ヘルマン氏ノ生理學、ロベルト・ゼームス・メン氏ノ健全學ニ據ル者多キニ居ル、然レドモ其他引用ノ書類頗ル多ク又或ハ記憶中ヨリ搜索シ或ハ實驗ニ徴スル者ナキニアラス云々

とある。明治十一年十一月刻成り刊行、A五版で紙數全部で六一葉、京都療病院藏版、發兌書林は若林茂助と大黒屋太郎右衛門、定價二十錢である。

(9) 察病入門 全一冊

これは紙數百十葉より成る半紙假綴の筆寫本、もと藤浪剛一氏の乾々齋文庫の架藏なりしも今は武田藥品工業株式會社研究所圖書館に納まつている。扉に「京都療病院教師 醫學士 苦的叔乙邊氏講述 授業生筆記 神戸文芸纂輯」とある。

(10) 療病院雜誌

明治十二年三月發行、月刊にして同十四年六月廢刊に至るまで二十七號を出した。發行の趣旨は創刊號完頭の緒言によつて窺い知ることが出来る。即ち、

曩ニ明治十年醫學士獨逸ノポルト・シヨイベ氏ヲ本院ニ聘シテヨリ治驗論說頗ル斬新ヲ加ルノミナラズ客年更ニ貧病施療ノ法ヲ設ケ以テ教授上ノ用ニ充テシ爾來臨床講義益其精ニ詣ルノミナラズ篤疾ヲ理療シ病屍ヲ剖驗スルモ亦渺カラズ、因テ這回其治驗剖視

ノ樞要ナル者ト其他ノ論説トヲ纂輯シテ以テ活刷ニ付シ是ヲ療病院雜誌ト名ケ毎月一號ヲ發兌ス、蓋亦斯道ヲ精研スルノ寸衷ニスギザルノミ

明治十二年三月 編者識

この雜誌の編輯はもつぱら神戸文芸が之に當り、定價毎號六錢、發兌書肆は東洞院三條上ル村上勘兵衛であつた。

(四) 獨逸略文典

療病院藏版として明治十二年十二月刊行。